

第2期 阿蘇市子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

素案

令和2年1月

阿蘇市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制.....	4
第2章 計画の基本理念と基本方針	7
1. 計画の基本理念.....	8
2. 計画の基本的視点.....	9
3. 計画の基本目標.....	10
4. 計画の体系（案）	11
第3章 阿蘇市の子どもと家庭を取り巻く状況	13
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況.....	14
2. 子育て支援サービス等の現状.....	20
3. アンケート調査結果からみる子どもと家庭を取り巻く状況	27
4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の比較	41
5. 阿蘇市の子ども・子育てを取り巻く課題	45
第4章 施策の展開	51
基本方針1 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります	52
基本目標2 切れ目のない子育て支援で健やかな育ちを守ります.....	64
基本目標3 安心な子育て環境と子どもの安全を守ります	69
基本目標4 子育てと仕事が両立できる環境をつくります	72
基本目標5 保護や援助を必要とする子どもや家庭を支えます	73
第5章 子どもの貧困対策推進計画	77
1. 計画策定の背景と趣旨	78
2. 統計データでみる子どもの状況	80
3. アンケート調査結果からみえる子どもの状況	81
4. 基本方針	83

第6章 事業計画	93
1. 教育・保育提供区域の設定.....	94
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	95
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	101
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保...	113
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	114
第7章 計画の推進に向けて	115
1. 計画の推進体制.....	116
2. PDCAによる点検と評価・公表.....	117
資料編	119
1. 阿蘇市子ども・子育て会議条例	120

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

近年の我が国の子育てをめぐる環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

阿蘇市（以下「本市」という。）では、平成26年度に「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（学童クラブ）などの様々な子育て支援事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を重視にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

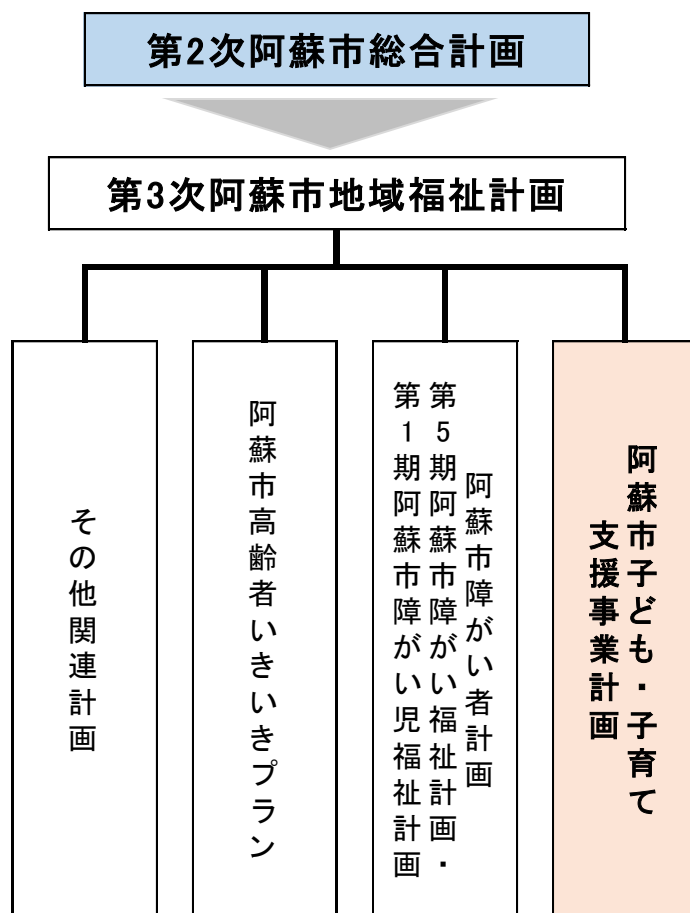
そこで、本市においては、「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期阿蘇市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画で、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」を内包する計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「阿蘇市次世代育成支援後期行動計画」の後継計画と位置づけ、その施策の一部を継承し、一体的な計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「阿蘇市総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉・教育分野等の市の各種関連計画との整合性を図りました。



3. 計画の期間

本計画は、子ども子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)
阿蘇市総合計画	➡								
阿蘇市子ども子育て支援事業計画	➡					➡			
熊本県くまもと子ども・子育てプラン	➡								

4. 計画の策定体制

(1) 阿蘇市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「阿蘇市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

本会議は、次世代育成支援対策推進法第21条の規定に基づき設置した阿蘇市次世代育成支援対策地域協議会が発展的に移行した組織構成となっており、次世代育成支援後期行動計画の評価も含め、審議を行いました。

平成30年度 開催日時		協議内容
第1回	平成31年3月26日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の概要について ・ アンケート調査結果について ・

令和元年度 開催時期		協議内容
第1回	令和元年12月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・
第2回	令和〇年〇月〇日（〇）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の協議・承認 ・ 計画の推進について など

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学生以下の全児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました（調査結果の概要は第2章に掲載）。

調査対象	小学校就学前児童（0歳～5歳）の保護者及び小学1～6年生の保護者
調査方法	保育園・小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査期間	平成31年1月23日～平成31年2月12日
回収結果	就学前児童 配布数1299件 回収数1053件（有効回収率81.1%） 小学生 配布数1211件 回収数1116件（有効回収率92.2%）

(3) 事業者ヒアリングの実施

市内の認可保育所・認定こども園を運営する事業者及び放課後児童クラブ（学童保育）を運営する事業者から運営にあたっての課題等についての考えをうかがい、計画策定の参考とするため、ヒアリングを行いました。

(4) パブリックコメントの実施

令和2年1月〇日から令和2年〇月〇日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

第2章 計画の基本理念と基本方針

1. 計画の基本理念

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進行から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないように、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守り育てていくことは、市全体の大きな使命です。

「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」では、子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己実現できるまちを目指してきました。

本計画では、その基本的な考え方を継承し、「地域のみんなで子育てを支え、すべての子どもが健やかに育つまち」を基本理念とします。

【基本理念】

**地域のみんなで子育てを支え、
すべての子どもが健やかに育つまち**

2. 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の4点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通じた親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが重要です。

(3) 地域みんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

(4) 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支えるという視点

結婚や妊娠・出産はあくまでも個人の自由な選択や決定に基づくものですが、家族や子どもを持つことを望む人の希望を叶え、将来への不安などを抱えることなく、安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産から育児の連続した支援をしていくことが重要です。

3. 計画の基本目標

この計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

また、子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちを目指します。

基本目標2 切れ目のない子育て支援で健やかな育ちを守ります

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図ります。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

基本目標3 安心な子育て環境と子どもの安全を守ります

安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、安心・安全な活動場所と生活空間の確保に努めます。

基本目標4 子育てと仕事が両立できる環境をつくります

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等、子どもの生活の場を有機的に連携させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

基本目標5 保護や援助を必要とする子どもや家庭を支えます

子育て家庭と一言で言ってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

4. 計画の体系（案）

【基本理念】

**地域みんなで子育てを支え、
すべての子どもが健やかに育つまち**

基本目標 1

子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
- (5) 次代の親の教育
- (6) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (7) 家庭や地域の教育力の向上
- (8) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 2

切れ目のない子育て支援で健やかな育ちを守ります

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- (5) 小児医療の充実
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

基本目標 3

安心な子育て環境と子どもの安全を守ります

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な居住環境の確保
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 4

子育てと仕事が両立できる環境をつくります

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

基本目標 5

保護や援助を必要とする子どもや家庭を支えます

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

第3章 阿蘇市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

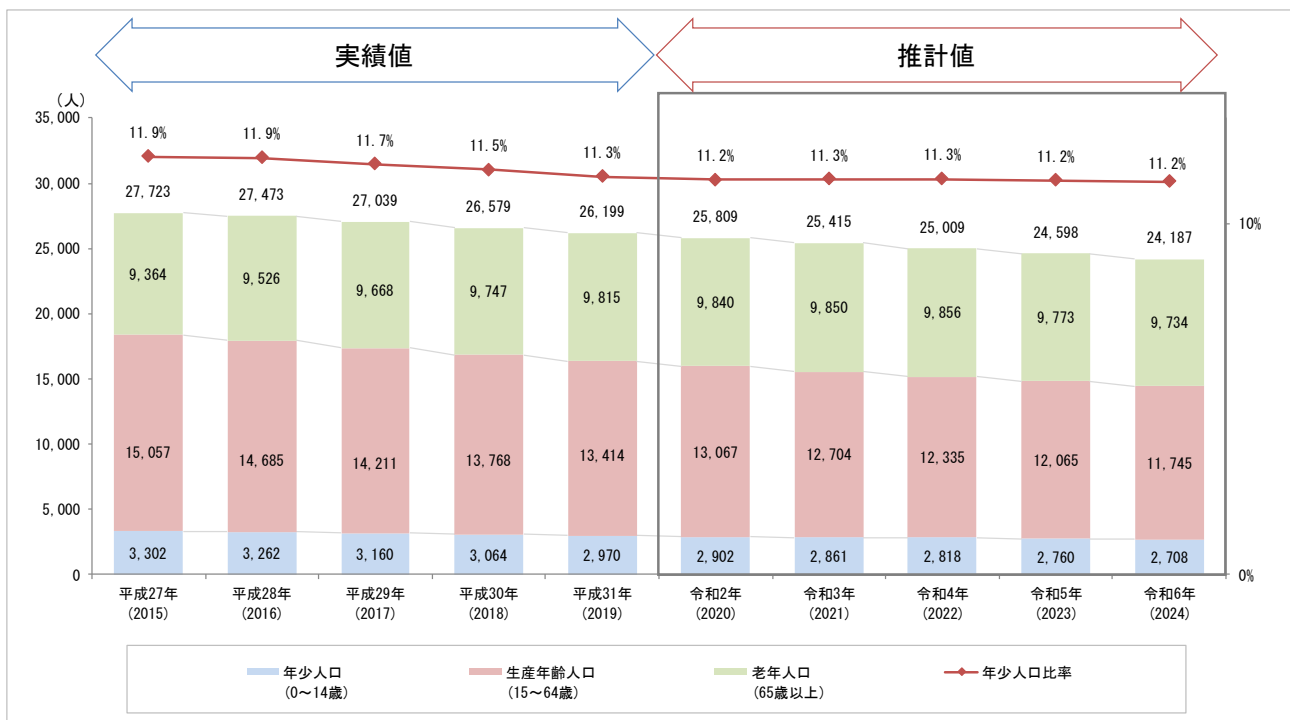
(1) 人口の動向

① 年齢3区分別人口の推移及び将来推計

本市の人口は年々減少しており、平成31年の住民基本台帳によると26,199人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。また、老年人口は増加傾向にありましたが、令和4年をピークに減少傾向に転じると予想されています。

年少人口比率は11%台で推移すると予想されます。

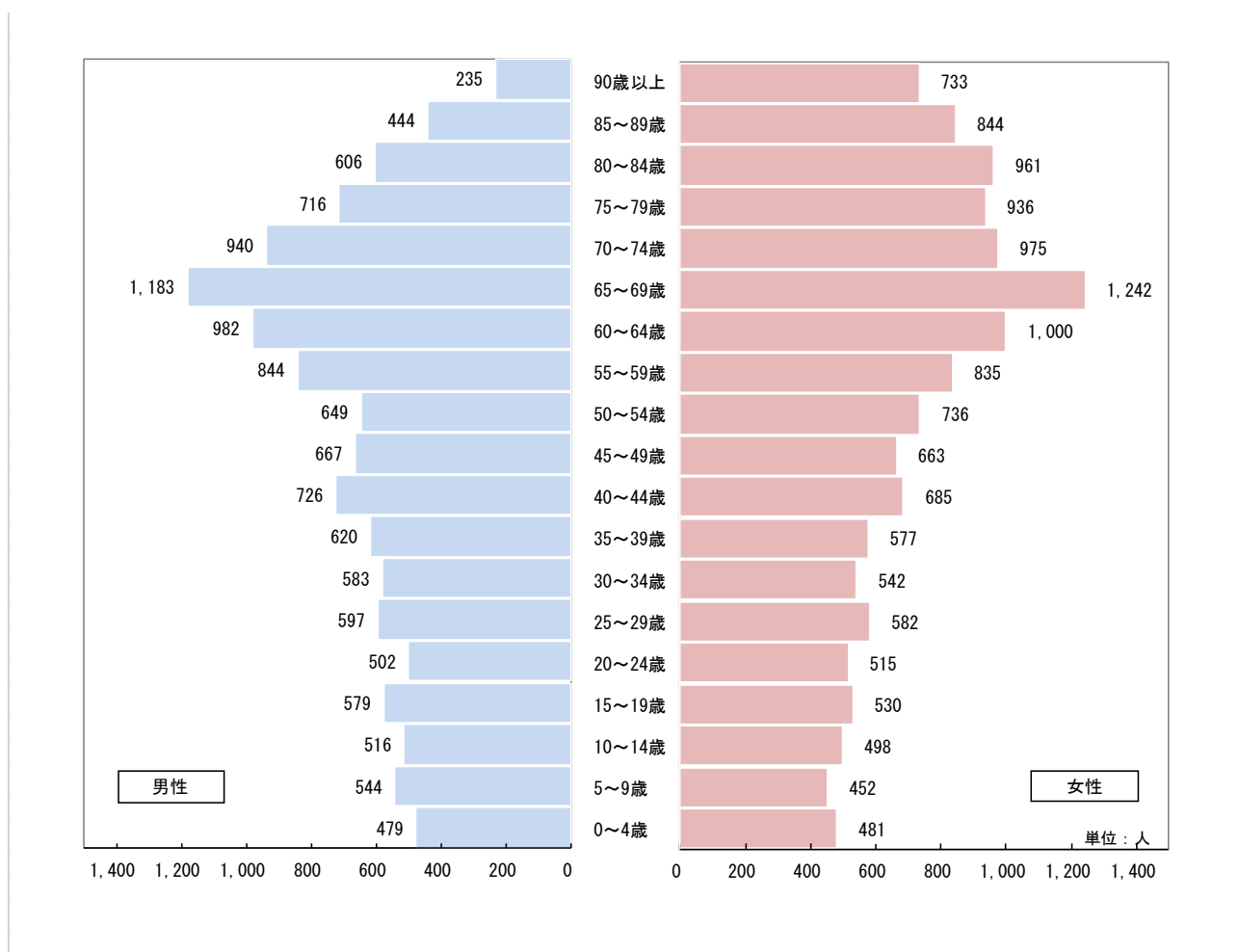
■ 年齢3区分別人口の推移及び将来推計



資料：平成27年～31年は住民基本台帳（各年4月1日）、令和2年以降はコーホート変化率法で推計をしています。

② 人口ピラミッド

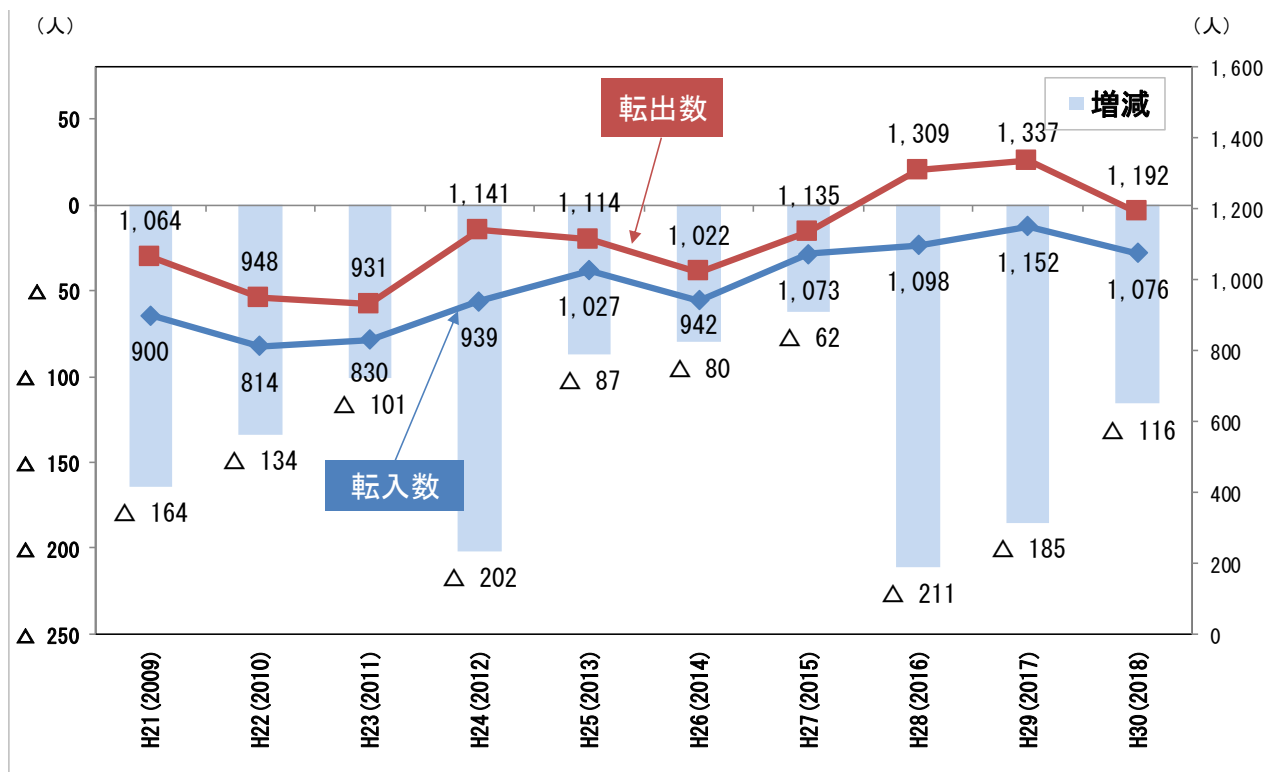
人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代は、男性、女性ともに500人台となっています。



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日）

③ 転入・転出の状況（社会増減）

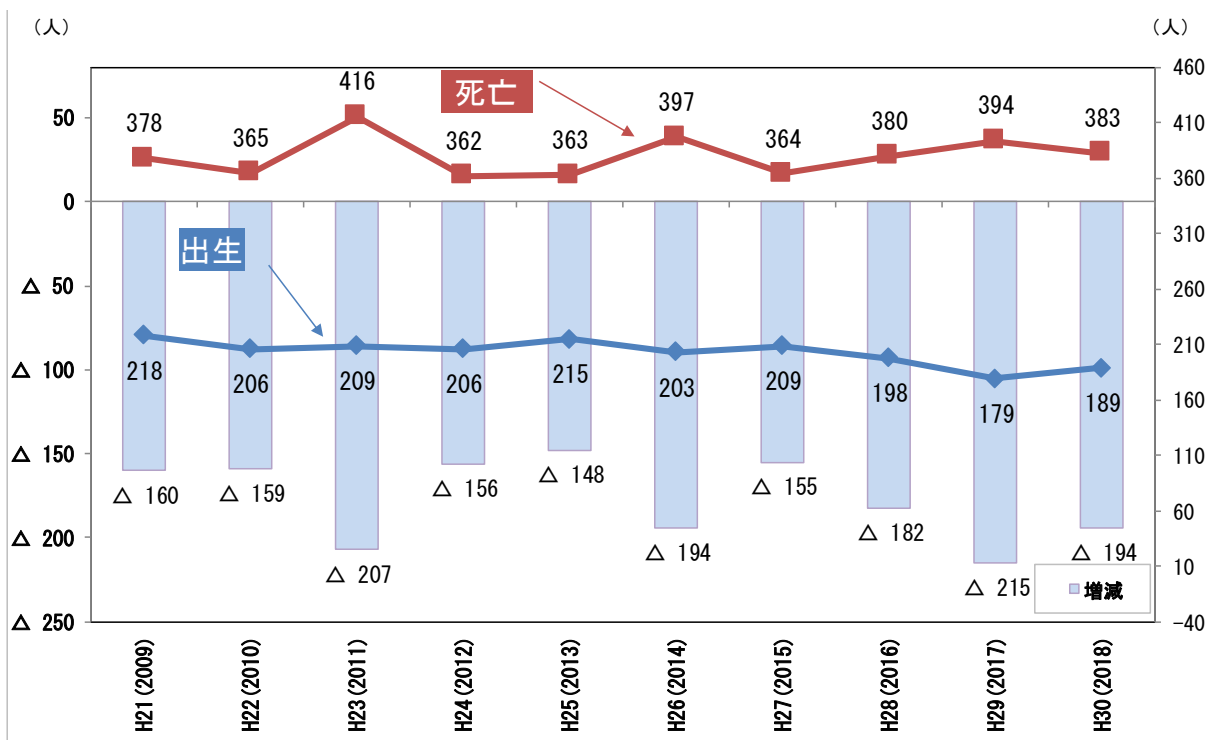
転入・転出の推移をみると、各年において転出者が転入者を上回っています。平成30年度では、116人社会減少しています。



資料：住民基本台帳

④ 出生・死亡の状況（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡者が出生者を上回っています。平成30年度では、194人自然減少しています。

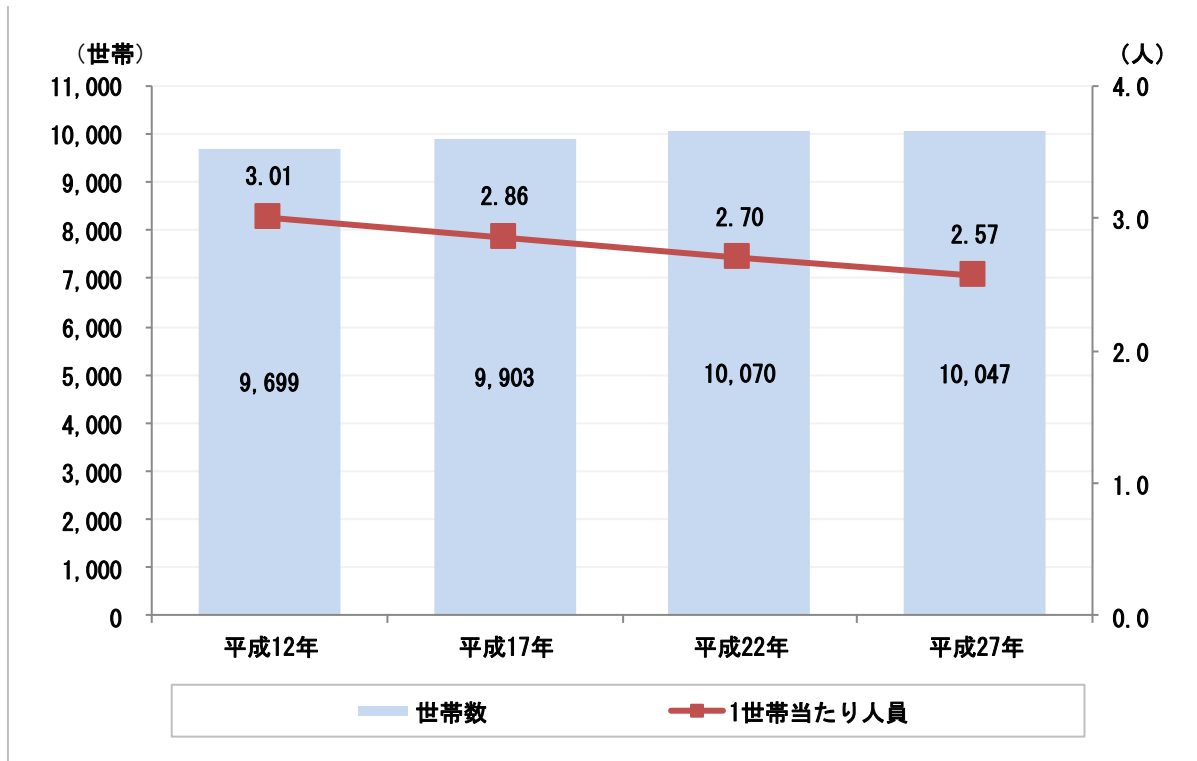


資料：人口動態調査

(2) 世帯の動向

① 世帯数の推移

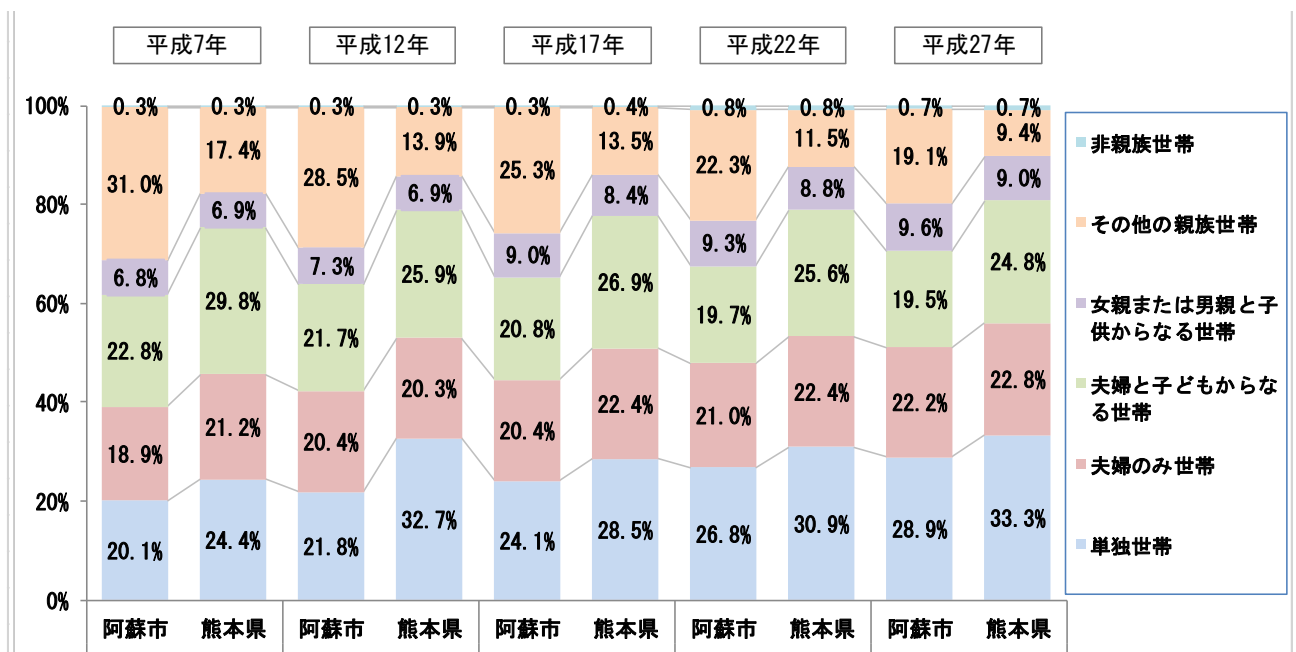
世帯数は、ほぼ横ばいに推移しており、平成27年度には10,047世帯となっています。1世帯当たりの人員については、減少傾向にあり、平成27年度には2.57人となっています。



資料：国勢調査

② 世帯構成の推移

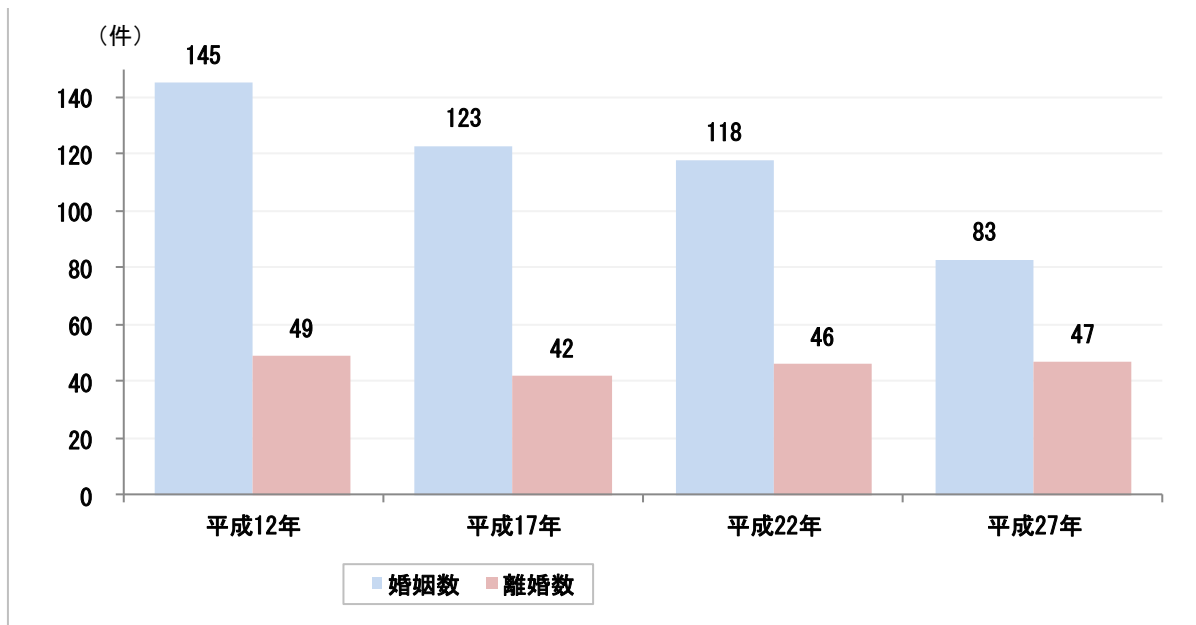
世帯構成の推移をみると、「単身世帯」「夫婦のみ世帯」は増加傾向にありますが、「夫婦と子どもからなる世帯」「その他の親族世帯」は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向にあります。離婚件数は横ばいに推移しています。

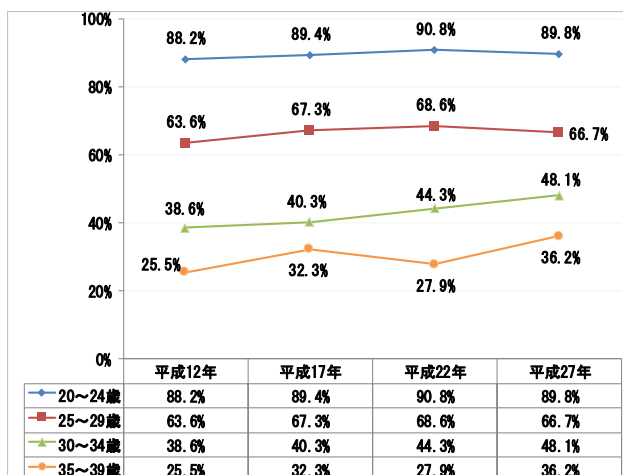


資料：人口動態調査

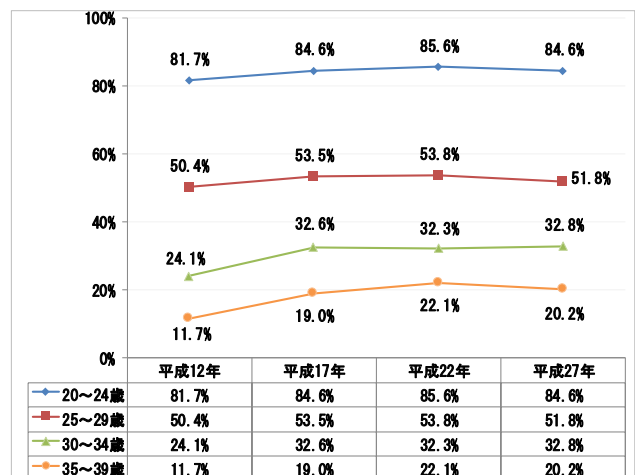
(4) 未婚率の推移

未婚率の推移については、男性、女性ともに30歳以上の未婚率が増加傾向にあります。

男性の未婚率の推移



女性の未婚率の推移

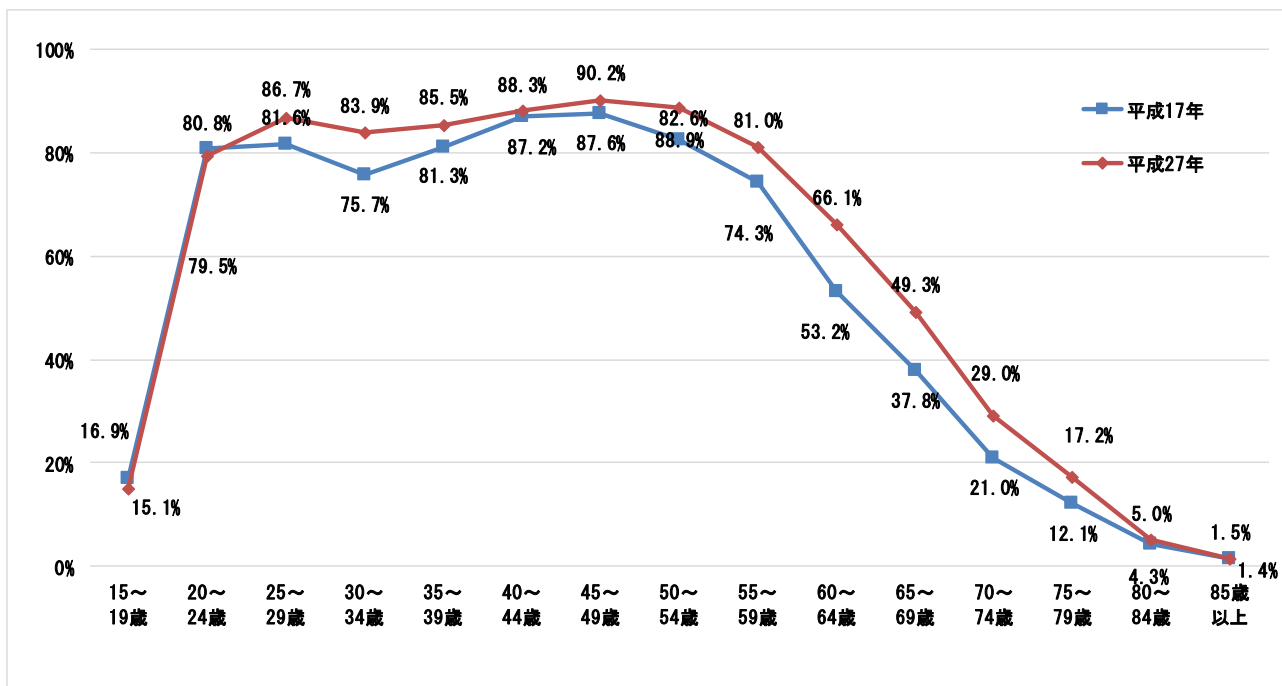


資料：人口動態調査

(5) 就労の状況

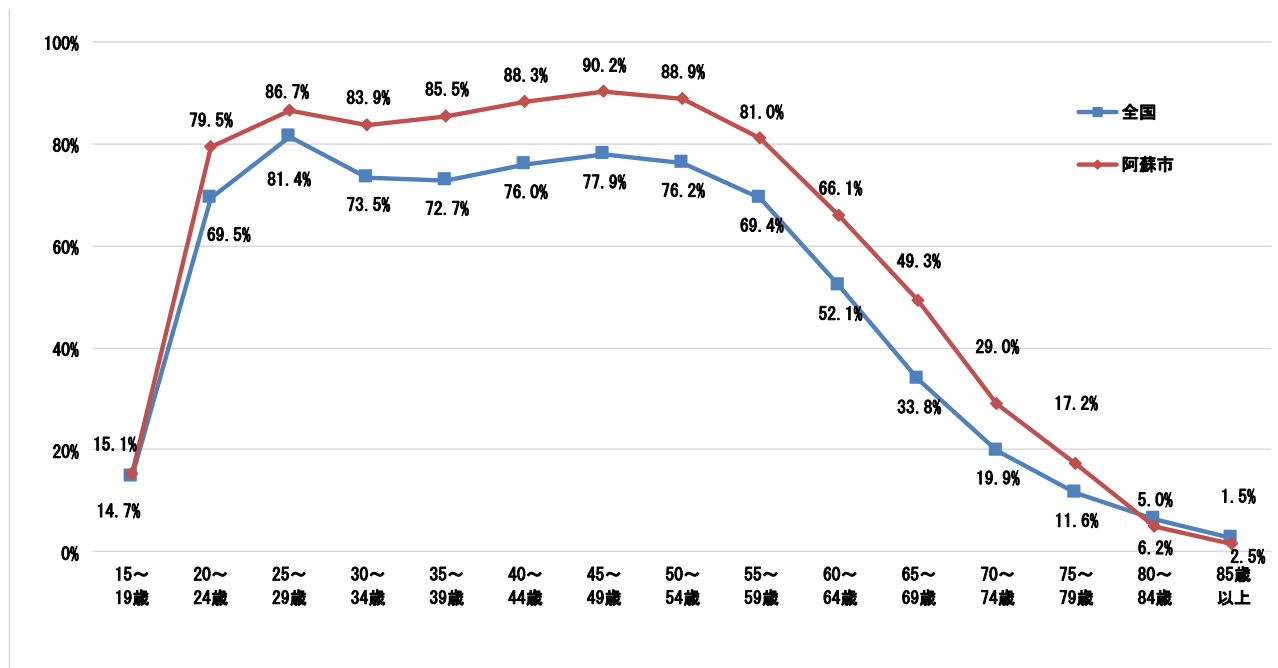
就労の状況をみると、女性の労働力率は、10年前より概ね上昇しています。また、全国平均よりも高くなっています。

■ 女性の就労状況（経年比較）



資料：国勢調査

■ 女性の就労状況（全国比較）



資料：国勢調査

2. 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

①認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（年齢別）

平成27年からの認可保育所・認定こども園（保育認定）の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。概ね年齢が高くなるにつれて入所率も高くなっていますが、近年は1・2歳児の入所率も高まる傾向にあります。

■認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（年齢別）

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	児童総数（人）	214	197	196	175	172
	入所児童数（人）	43	34	41	24	40
	入所率（%）	20.1	17.3	20.9	13.7	23.3
1歳児	児童総数（人）	211	220	193	201	180
	入所児童数（人）	143	138	133	137	139
	入所率（%）	67.8	62.7	68.9	68.2	77.2
2歳児	児童総数（人）	209	212	218	187	203
	入所児童数（人）	170	167	167	159	169
	入所率（%）	81.3	78.8	76.6	85.0	83.3
3歳児	児童総数（人）	222	212	214	225	183
	入所児童数（人）	186	182	176	189	167
	入所率（%）	83.8	85.9	82.2	84.0	91.3
4歳児	児童総数（人）	218	221	207	211	222
	入所児童数（人）	187	184	181	178	193
	入所率（%）	85.8	83.3	87.4	84.4	86.9
5歳児 以上	児童総数（人）	185	215	222	207	204
	入所児童数（人）	167	189	181	185	176
	入所率（%）	90.3	87.9	81.5	89.4	86.3
合計	児童総数（人）	1,259	1,277	1,250	1,206	1,164
	入所児童数（人）	896	894	879	872	884
	入所率（%）	85.8	83.2	83.5	84.9	89.7

※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳、保育所入所児童数調

②認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（施設別）

平成31年4月1日現在、市内には公立認可保育所4施設、私立認可保育所6施設、私立認定こども園4施設の計14施設があり、総定員983人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがあります。下記の表は年度当初（4月1日時点）の入所状況となりますが、年度末時点では定員を超えた受け入れを行っている施設もあります。

■認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（施設別）

（単位：人）

保育所名	区分	定員	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
坂梨保育園	公	55	49	41	34	42	49
乙姫保育園	公	30	28	27	26	27	30
山田保育園	公	45	40	40	42	35	32
波野保育園	公	45	32	38	30	32	26
りんどう保育園	私	100	110	107	114	96	99
古城保育園	私	50	51	52	54	49	47
熊本YMCA 尾ヶ石保育園	私	40	38	42	37	36	31
熊本YMCA 赤水保育園	私	90	81	77	60	58	59
熊本YMCA 永草保育園	私	30	33	33	35	29	27
内牧保育園	私	130	135	115	116	115	115
熊本YMCA 黒川保育園	私	120	109	109	104	98	108
宮地保育園	私	140	106	115	117	117	126
阿蘇中央幼稚園	私	70	57	71	76	93	103
あそひかり幼稚園	私	38	22	25	32	41	31
管外保育所	公	－	4	2	1	2	0
管外保育所	私	－	1	0	1	2	1
合計		983	896	894	879	872	884

※各年4月1日現在

資料：福祉課

※区分及び定員は平成31年4月1日現在

③特別保育等の実施状況

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。

現在、延長保育及び障がい児保育は全施設、一時預かり（一時保育）は10施設で実施となっています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延長保育	実施か所数	14	14	14	14	14
	利用児童数	402	390	502	408	
障がい児保育	実施か所数	14	14	14	14	14
	利用児童数	8	11	9	8	7
一時預かり (一時保育)	実施か所数	10	10	10	10	10
	利用児童数	575	704	421	359	

※実施か所数は各年度4月1日現在

資料：福祉課

(2) 幼児教育

①認定こども園（教育認定）入園状況の推移（施設別）

幼児期における教育の重要性から、幼児教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、近年の少子化と保育需要の増大により、平成29年度をピークに園児数は減少傾向にあります。平成31年4月1日現在の就園児数は60人で、対定員比69.0%となっています。

■認定こども園（教育認定）入園状況の推移（施設別）

(単位：人)

幼稚園名	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
あそひかり幼稚園	17	14	17	20	20	11
阿蘇中央幼稚園	60	50	54	62	51	37
熊本YMCA黒川 保育園	5	0	1	5	7	4
古城保育園	5	0	0	0	3	8
計	87	64	72	87	81	60

※各年4月1日現在

資料：福祉課

※定員は平成31年4月1日現在

②認定こども園（教育認定）入園状況の推移（年齢別）

平成27年からの幼稚園の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。

■認定こども園（教育認定）入園状況の推移（年齢別）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園児童数(人)	3歳児	21	20	29	31	13
	4歳児	26	29	22	29	22
	5歳児	17	23	36	22	25
	計	64	72	87	81	60

※各年4月1日現在

資料：福祉課

(3) 放課後児童健全育成事業

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする放課後児童クラブについては、学校・家庭・地域の協力の下に、条件の整ったところから順次設置しており、最近の年間平均登録児童数の推移は以下のとおりです。

現在5つの放課後児童クラブが設置されしており、平成30年度の年間平均登録児童数の見込みは計287人となっています。

■放課後児童クラブ年間平均登録児童数の推移

(単位：人)

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
サポサポキッズ	79※	52	59	53	
まるくキッズ	40※	51	55	59	
うちのまきスマイルキッズ	45	50	60	61	
阿蘇西アイガモ学童	27	23	37	47	
へきすい元気っこ	59	58	71	67	
計	250	234	282	287	

※令和元年度は見込み

資料：福祉課

※平成27年度はどろんこクラブ（79名）、まどか学童クラブ（40名）を記載。

(4) 放課後子供教室

■放課後子供教室年間平均登録児童数の推移

(単位：人)

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
宮地小学校※ 1	40	47	60	70	
坂梨小学校	21	—	—	—	
阿蘇小学校	52	46	39	41	
山田小学校	12	16	13	16	
内牧小学校	61	69	63	53	
尾ヶ石東部小学校※ 2	20	18	26	30	
波野小学校	20	14	17	15	
計	226	210	218	225	

※各年5月1日現在

資料：教育課

※ 1 平成28年度以降は一の宮小学校として記載

※ 2 平成28年度以降は阿蘇西小学校として記載

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

■子育て支援センター利用者数の推移

(単位：人日)

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度
ぴよぴよ広場 (阿蘇市子育て支援センター)	436	527	526	681	
すくすく広場 (一の宮子育て支援センター)	340	299	303	289	
のんびり広場 (波野保育園)	19	32	8	12	
計	795	858	837	982	

※1月あたりの平均延べ利用数

資料：福祉課

(6) 母子保健事業

①妊娠届の状況

妊娠届け出の週数は、少しずつ早くなっており、平成30年度の妊娠11週未満での届出率は94.4%となっています。

■妊娠11週未満の届出率の推移

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
阿蘇市	90.7	92.1	93.9	94.4	94.4

資料：ほけん課

②低出生体重児の出生の状況

多胎妊婦等の増加などにより、低出生体重児の出生割合は10%前後で推移しています。

■低出生体重児の出生割合の推移

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
阿蘇市	10.2	8.0	11.9	9.5	6.5

資料：ほけん課

③乳幼児健康診査の実施状況

3か月児健診、7カ月児健診、1歳6か月健診、3歳児健診において、ほぼ100%に近い受診率となっています。

■乳幼児健康診査の受診率の推移

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3か月児健診	100	99.5	99.5	100	100
7か月児健診	100	99.5	99.1	98.8	99.5
1歳6か月児健診	99.5	99.1	99.5	99.5	98.9
3歳児健診	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5

資料：ほけん課

④ 幼児歯科健診の実施状況

1歳6か月児、3歳児健診におけるむし歯保有率と一人当たりのむし歯本数の推移は下表のとおりとなり、1歳6か月児、3歳児ともにむし歯の保有率は減少していますが、熊本県平均より高い数値となっています。

■ 乳児歯科健診結果の推移

(単位：%)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1歳6か月児健診	むし歯保有率 (%)	阿蘇市	4.5	3.65	2.94	2.42	0.57
		熊本県	2.75	2.51	2.4	2.04	
	一人当たりのむし歯の本数 (本)	阿蘇市	0.065	0.09	0.11	0.09	0.006
		熊本県	0.07	0.07	0.07	0.06	
3歳児健診	むし歯保有率 (%)	阿蘇市	32.8	25.0	32.1	22.9	26.07
		熊本県	25.08	25.18	24.08	21.18	
	一人当たりのむし歯の本数 (本)	阿蘇市	1.34	1.05	1.23	0.94	1.07
		熊本県	0.94	0.77	0.83	0.77	

資料：ほけん課

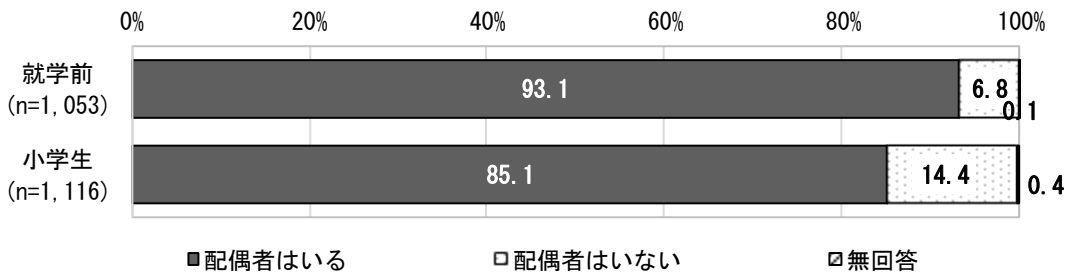
3. アンケート調査結果からみる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) お子さんご家族の状況

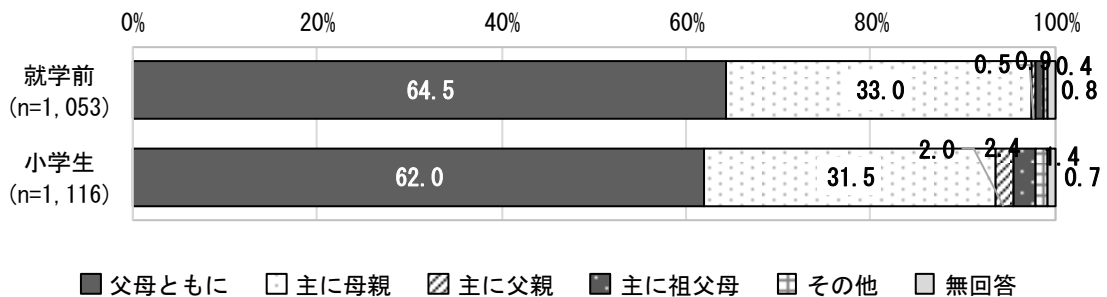
配偶者がいない方の割合は、宛名のお子さんが成長するに従って増加する傾向にあり、小学生の14.4%の世帯には配偶者がいません。

子育てを夫婦で協力しながらおこなっている世帯は概ね6割ありますが、一方、約3割の世帯は依然として母親に子育てを任せがちになっている現状がみてとれます。本調査の回答者の約9割が母親であることからうかがえる通り、「子育てに関することは母親が担うべき」という性的役割分担意識が市民の中で根強く残っていることが推察されます。

■ 回答者との配偶関係



■ 子育てを主に行っている人

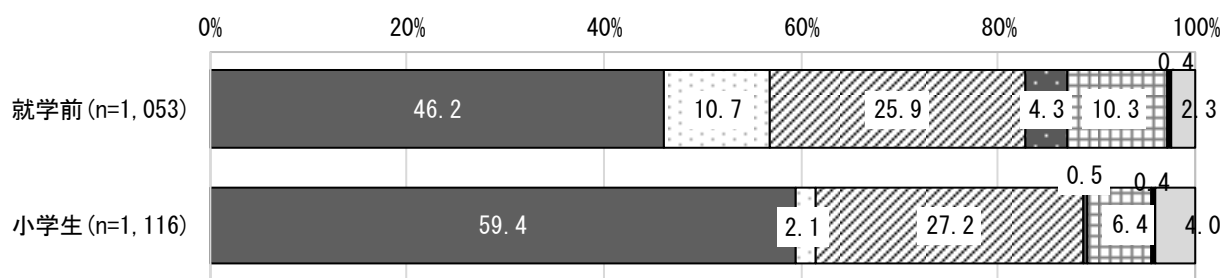


(2) 保護者の就労状況

父親の8割以上はフルタイムで働いているものの、母親は産休・育休等で現在休業中である方も含めてフルタイムで就労されている方の割合は6割程度となっており、男女で就労の状況は大きく異なることが分かります。

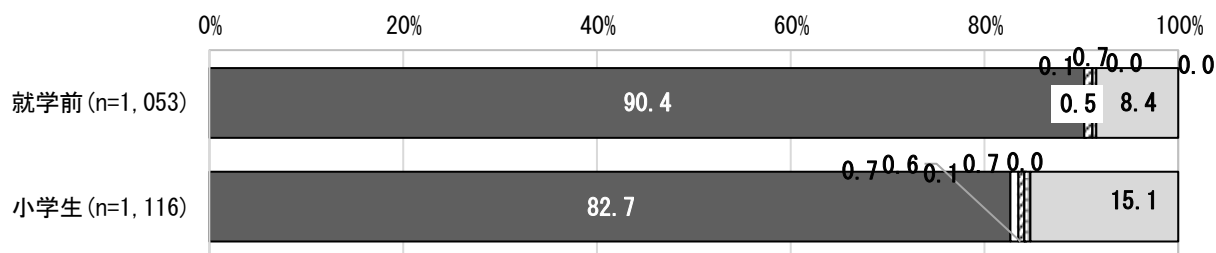
現在就労していない母親の就労意欲は非常に高いことが分かります。より柔軟な就労ができるパートタイム・アルバイトなどを希望される方が多いものの、就学前児童の保護者では約9割、小学生の保護者では約6割が就労を希望されています。

①母親の就労状況



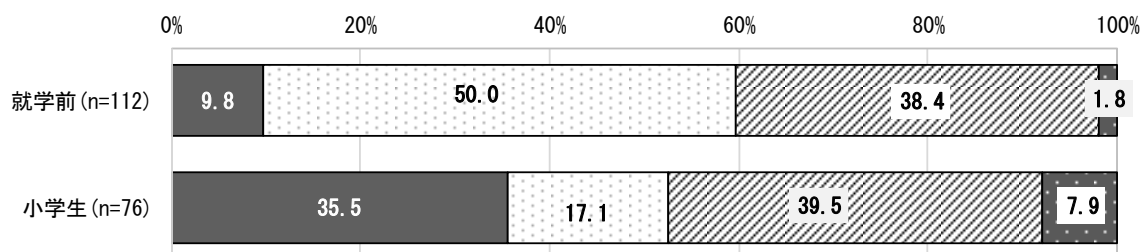
- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、病休・産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▩ パート・アルバイト等で就労しているが、病休・産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

②父親の就労状況



- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、病休・産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▩ パート・アルバイト等で就労しているが、病休・産休・育休・介護休業中である
- ▤ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

③現在就労していない母親の就労希望

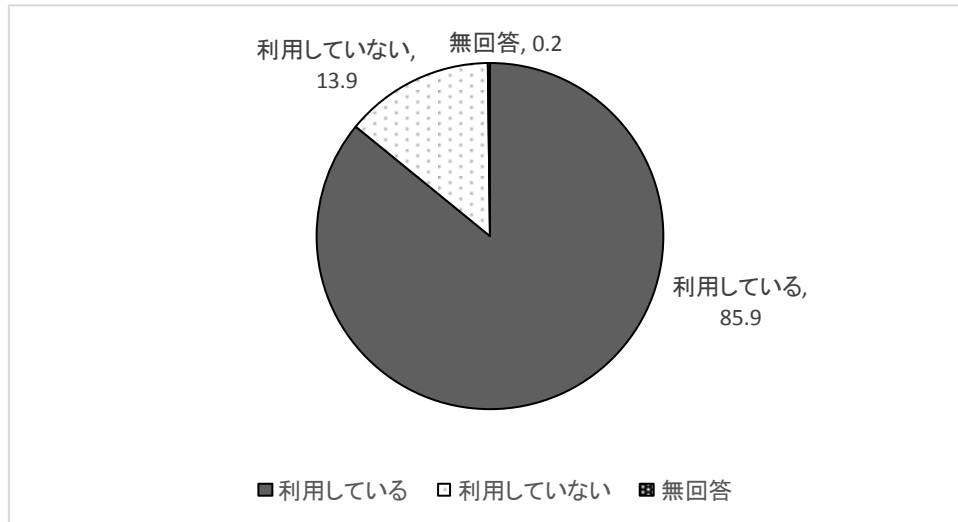


- 子育てや家事などに専念したい
- 1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい
- ▨ すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答

(3) 定期的な教育・保育事業及び地域の子育て支援事業の利用状況

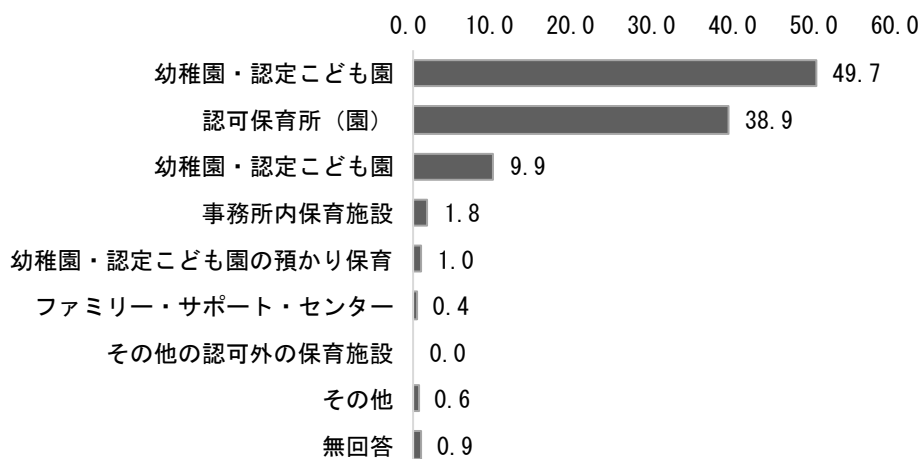
「利用している」と回答した人の割合が最も高く、85.9%となっています。一方、「利用していない」と回答した人の割合は13.9%となっています。

■現在の「定期的な教育・保育の事業」利用状況



「幼稚園・認定こども園（保育認定：2号・3号認定）」と回答した人の割合が最も高く、49.7%となっています。次いで、「認可保育所（園）」（38.9%）、「幼稚園・認定こども園（教育認定：1号認定）」（9.9%）と続いています。

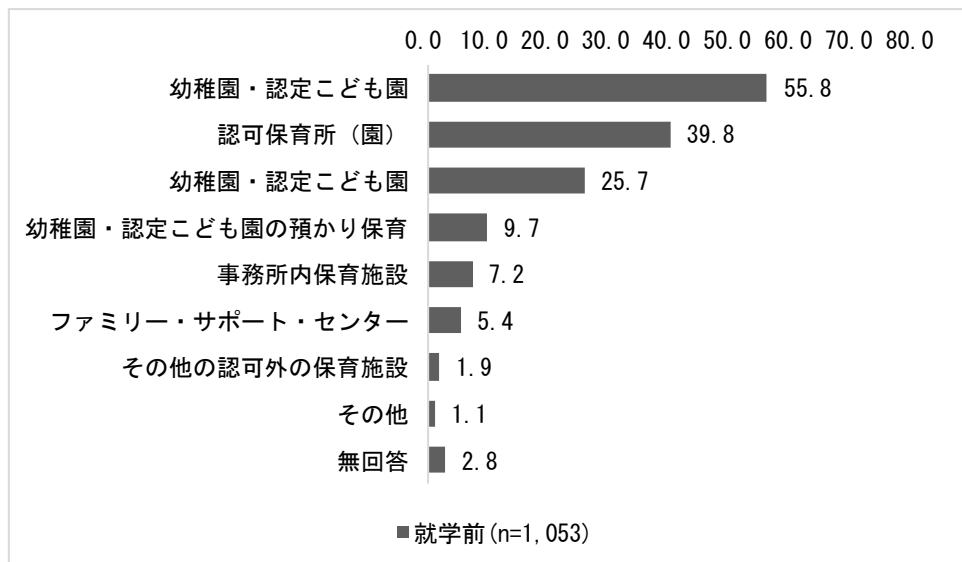
■平日の教育・保育の事業の利用状況



■就学前 (n=905)

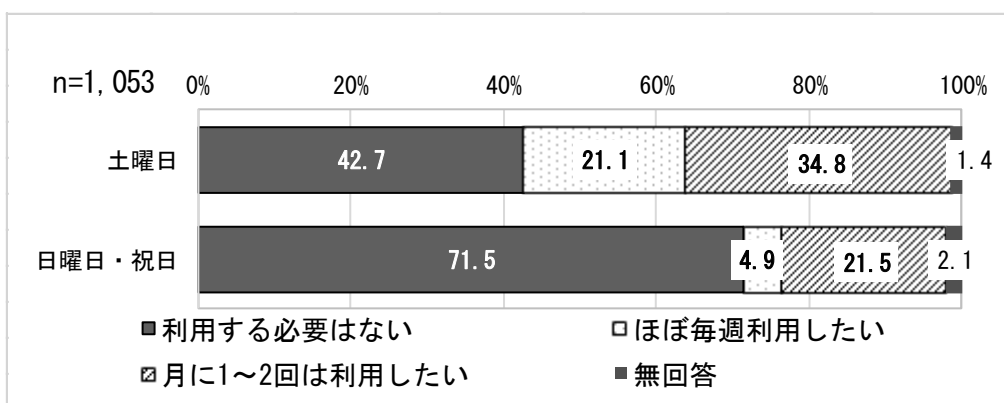
現在、利用している、利用していないにかかわらず、対象のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をたずねたところ、「幼稚園・認定こども園（保育認定：2号・3号認定）」と回答した人の割合が最も高く、55.8%となっています。次いで、「認可保育所（園）」（39.8%）、「幼稚園・認定こども園（教育認定：1号認定）」（25.7%）と続いています。

■ 平日の教育・保育の事業の利用希望



土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望をたずねたところ、土曜日の利用希望がより高いことが分かります。

■ 土曜日と日曜日・祝日の教育・保育の事業の利用希望



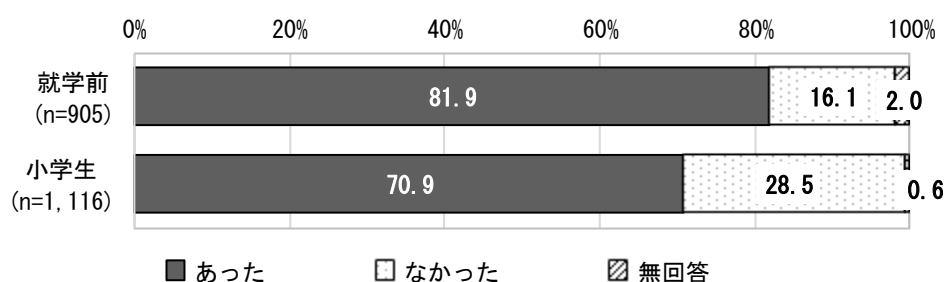
(4) 病気の際の対応

この1年間にお子さんが病気等で幼稚園・保育所などを利用できなかった経験のある世帯は7割を超えており、その多くは母親が休むことで対処しているようです。母親がフルタイムよりも柔軟に就労できるパートタイム、アルバイトなどを選択する要因のひとつが、子どもの病気の際の対応にあるといえます。

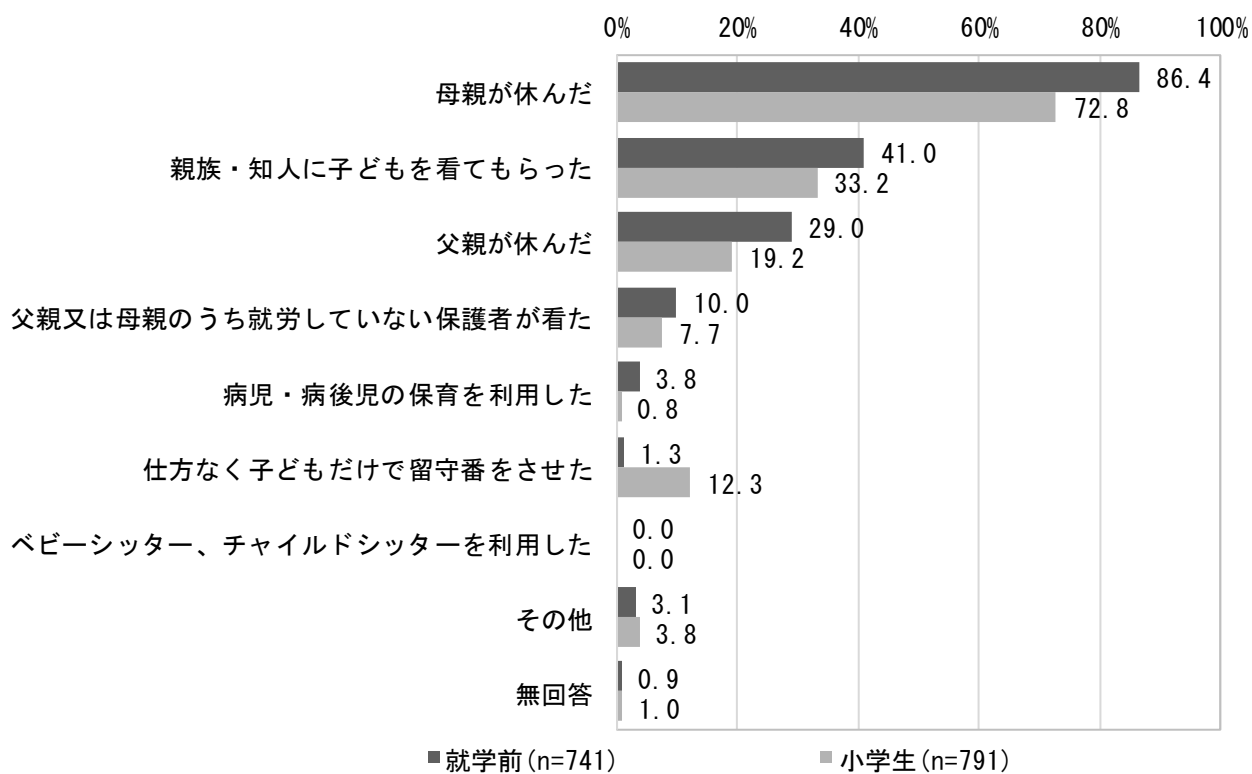
病児・病後児のための保育施設を利用した就学前児童の保護者は3.8%に留まりますが、利用しなかった（母親や父親が休んだ）方の概ね3人に1人は病児・病後児のための保育施設を利用したいという意向を有しており、潜在的なニーズは非常に高いことが分かります。

病児・病後児保育施設を利用するための心理的な壁となっていると考えられるのが、施設を利用しない理由の1位に挙げられた「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」であると考えられます。いざという時の選択肢となるよう、いつも安心して子どもを預けられる環境があることを周知していくことが大切です。

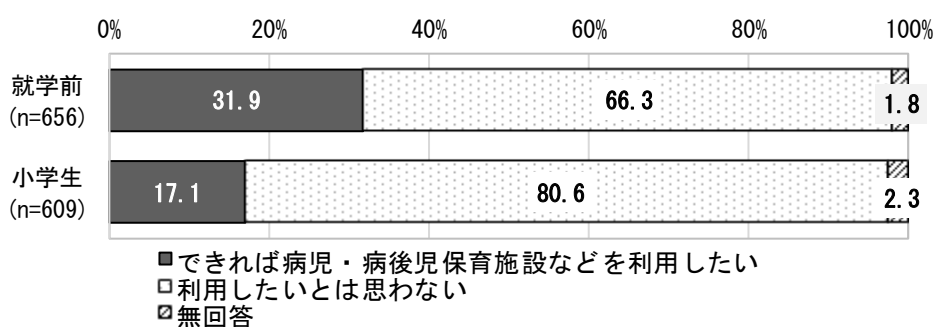
■ 病気やけがで幼稚園（認定こども園）・保育所などを利用できなかったこと有無



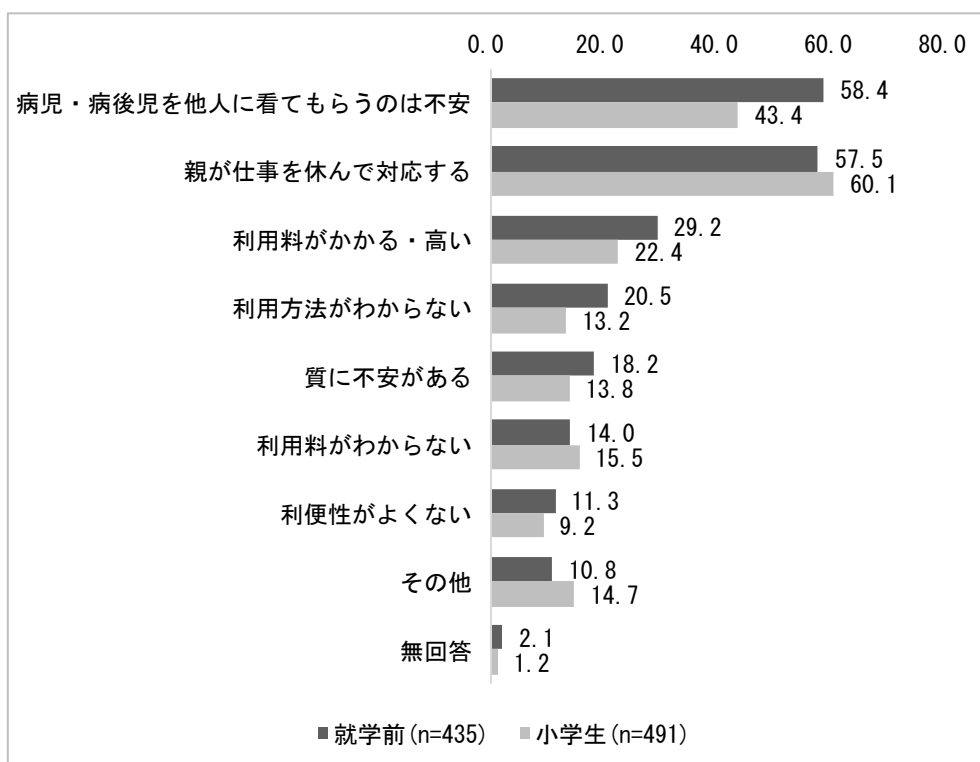
■病気やけがで幼稚園（認定こども園）・保育所などを利用できなかった場合の対処方法



■病気やけがで幼稚園（認定こども園）・保育所などを利用できなかった場合の病児・病後児のための保育施設などを利用希望



■ 病児・病後児のための保育施設などを利用したいとは思わない理由



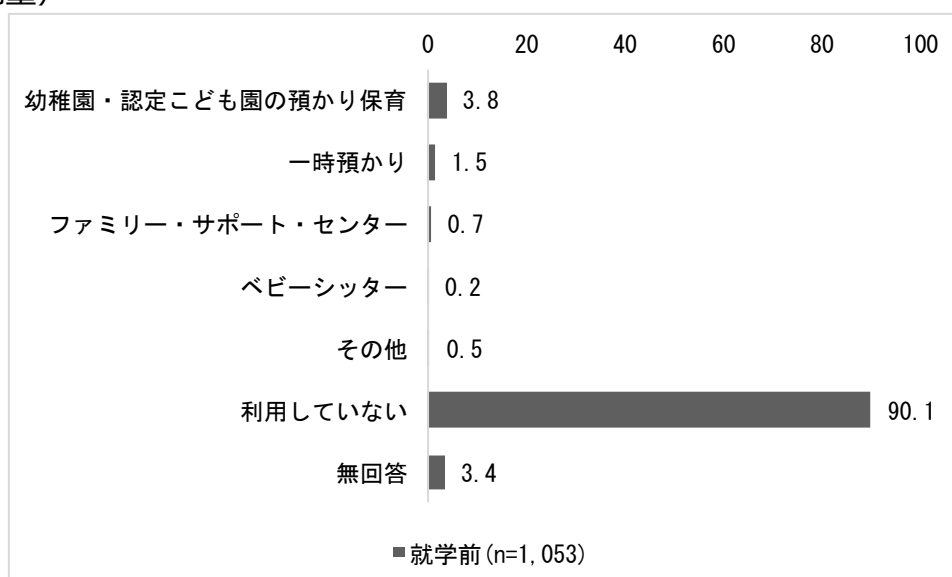
(5) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

この1年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外に見てもらった経験のある方は2割強存在します。その多くは親族や知人にみてもらっており、現時点で、私用、親の通院、不定期の就労などの目的での事業の利用はほとんどされていません。

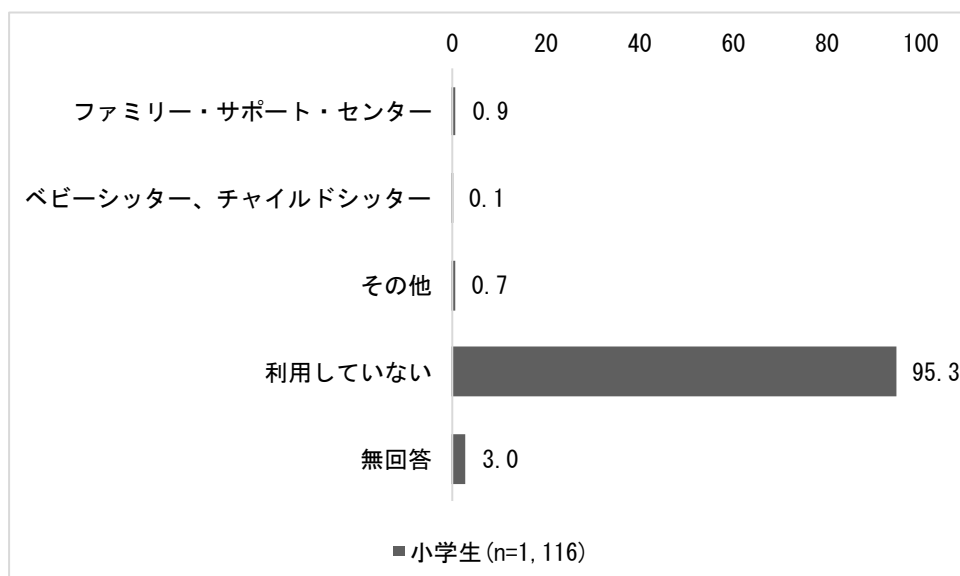
事業を利用されていない方の約7割が「特に利用する必要が無い」と回答されているように、事業に対する直接的なニーズはそれほど高くありませんが、潜在的な利用ニーズは、就学前児童の保護者で32.9%となっており、非常に大きいものがあります。突発的に生じる冠婚葬祭や学校行事などの他、「私用、リフレッシュ目的」での利用意向も高く、今後、ニーズが拡大する余地があるといえます。

■ 不定期に利用している事業

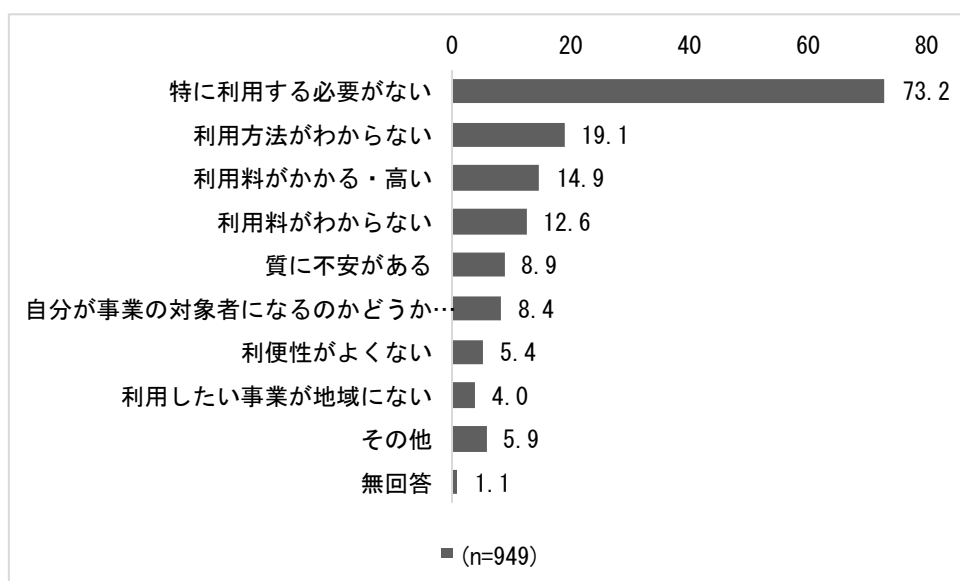
(就学前児童)



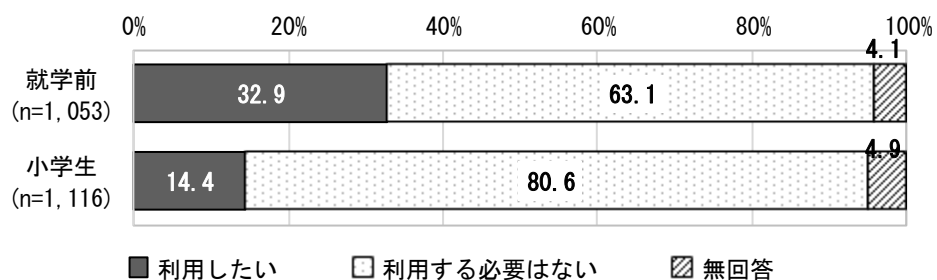
(小学生)



■利用していない理由



■使用（冠婚葬祭、リフレッシュなど）、親の通院、不定期の就労などの目的での事業利用について



(6) 育児休業など職場の両立支援制度

育児休業の取得状況は、母親と父親で大きく傾向が異なります。

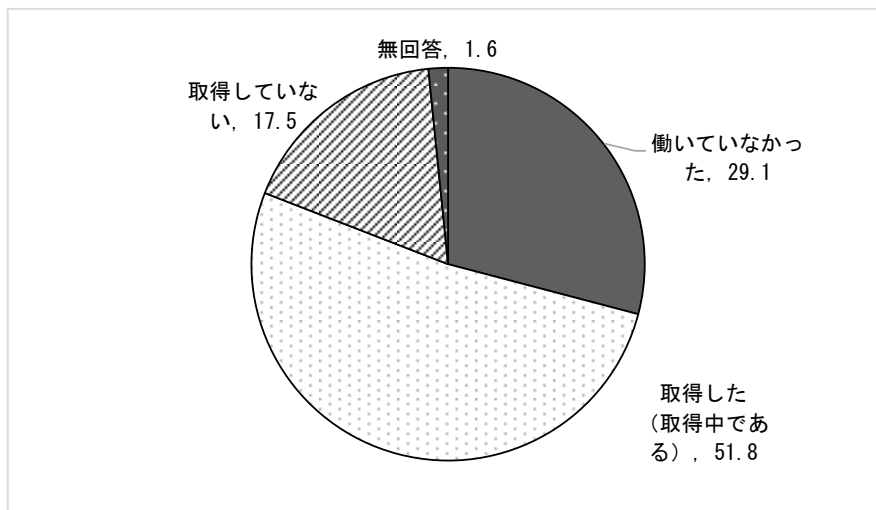
お子さんが生まれた時点で、すでに就学前児童の母親の約3割が就労しておらず、出産前に退職された方が少なからず含まれていると考えられます。

育児休業を取得した就学前児童の母親は回答者全体の51.8%ですが、出産時に就労していた方を母数として再計算したところ、育児休業取得率は74.7%となります。一方、父親の育児休業取得率は1.3%に過ぎず、母親の取得率と大きな乖離を生じています。

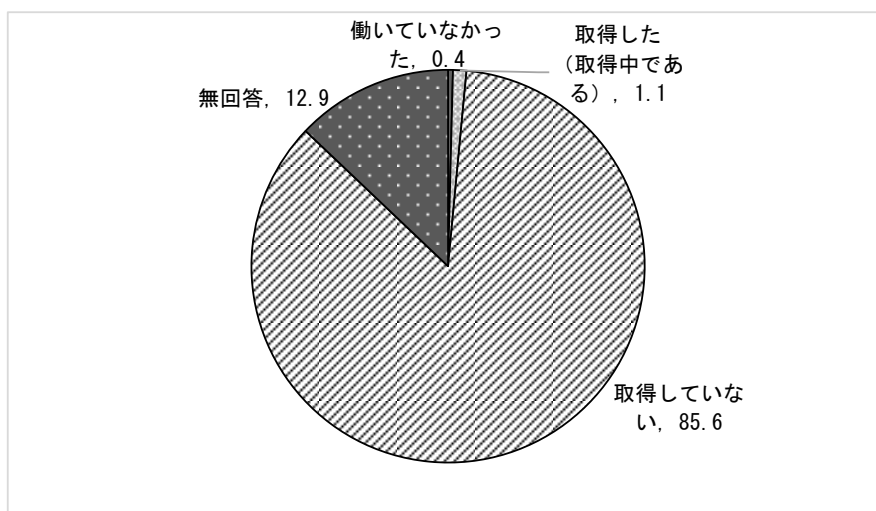
育児休業を取得していない理由については、母親は制度的な理由（職場に制度がなかった）が上位に挙がっている一方で、父親は経済的な理由（仕事が忙しかった、収入減になる）が上位に挙げられており、傾向が大きく異なることも特徴的です。

■ 育児休業を取得状況

(母親)

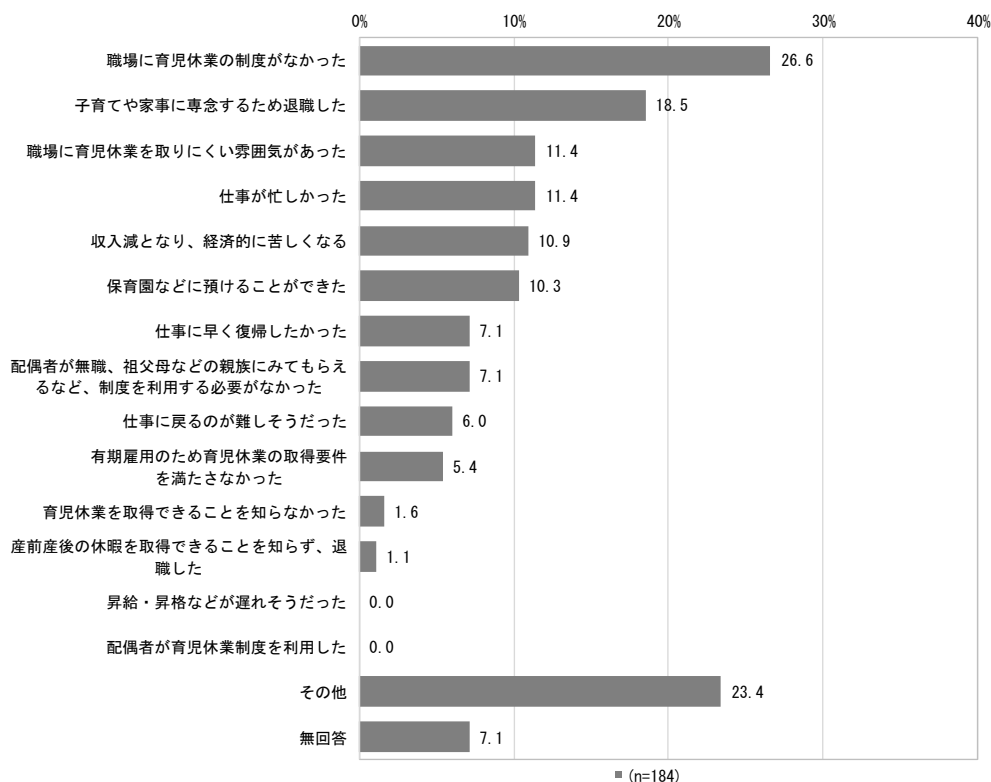


(父親)

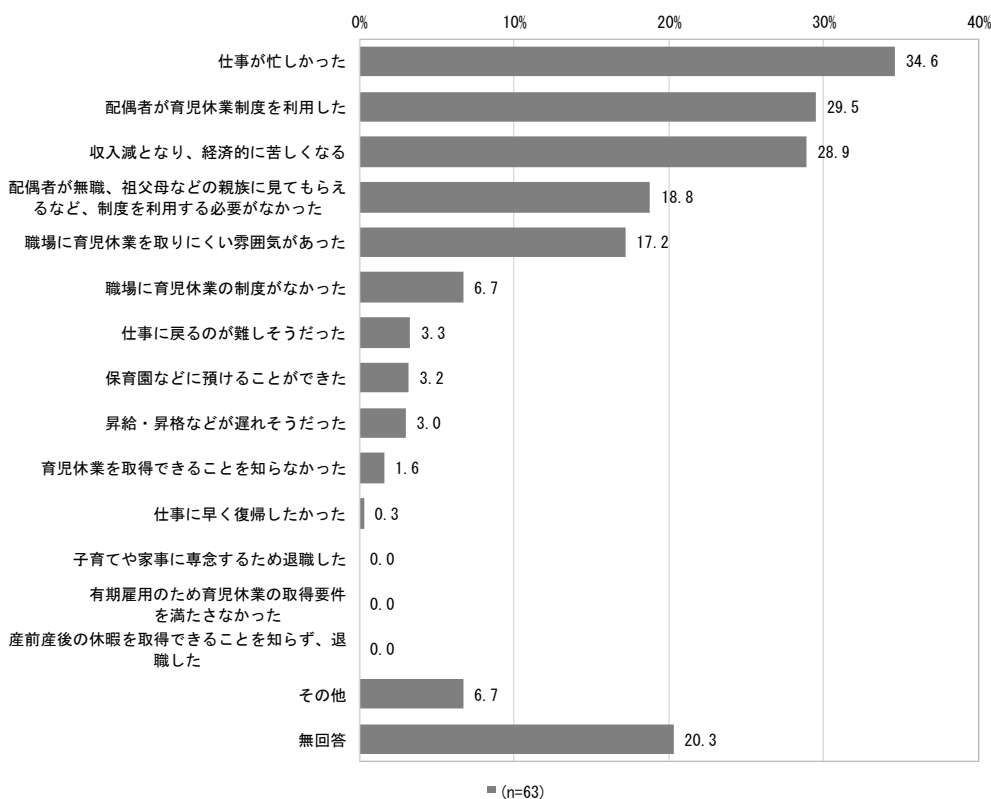


■ 取得していない理由

(母親)



(父親)

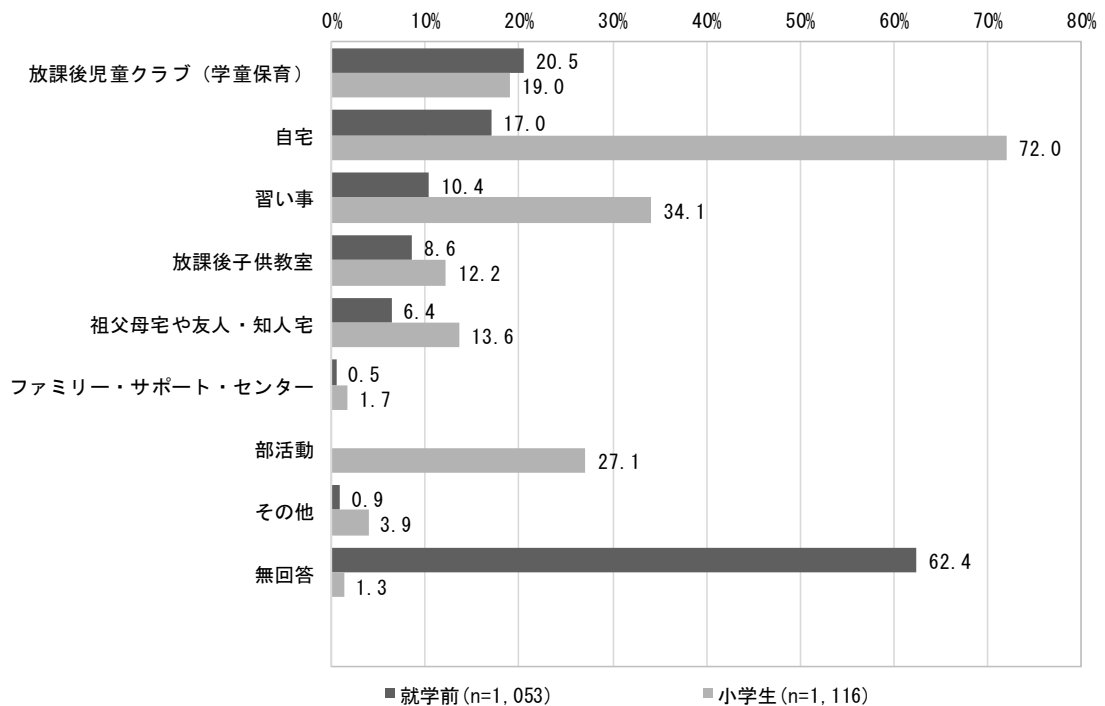


(7) 小学校の放課後の過ごし方

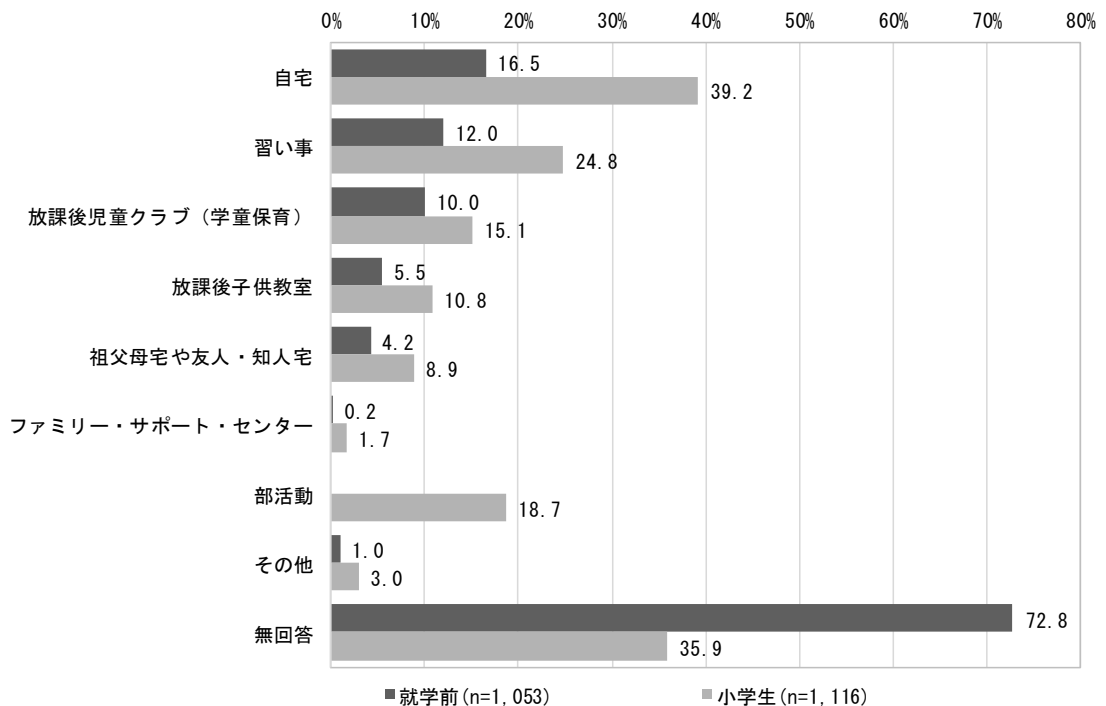
放課後児童クラブ（学童保育）の利用ニーズは、ニーズ量の見込み算出のための基礎資料となります。「お子さんが小学生になられた時、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか」という質問に対して、就学前児童の保護者の回答は無回答が多く、このことから、数年後の将来を具体的に見通して回答するには多少の無理があることが分かります。

■ 放課後の過ごし方

低学年（1～3年生）



高学年（4～6年生）



(8) 子育て全般

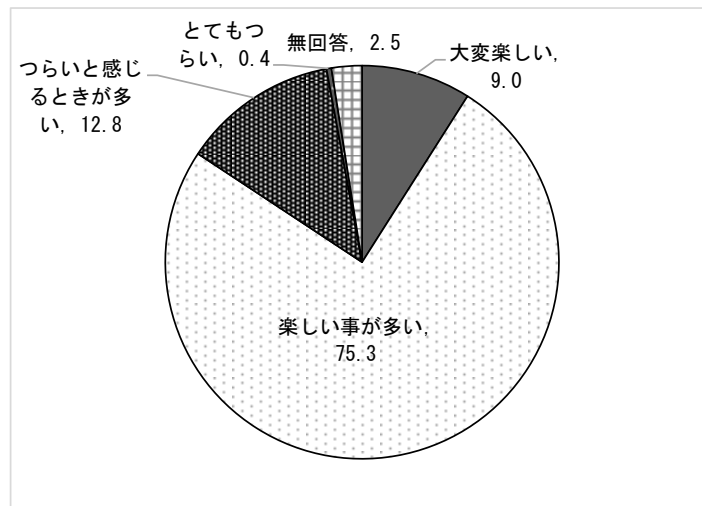
子育てを楽しんでいると感じている保護者は8割を上回っています。

一方、子育てに「つらい」「とてもつらい」などといった感情を有している方も少なからず存在していることも事実です。

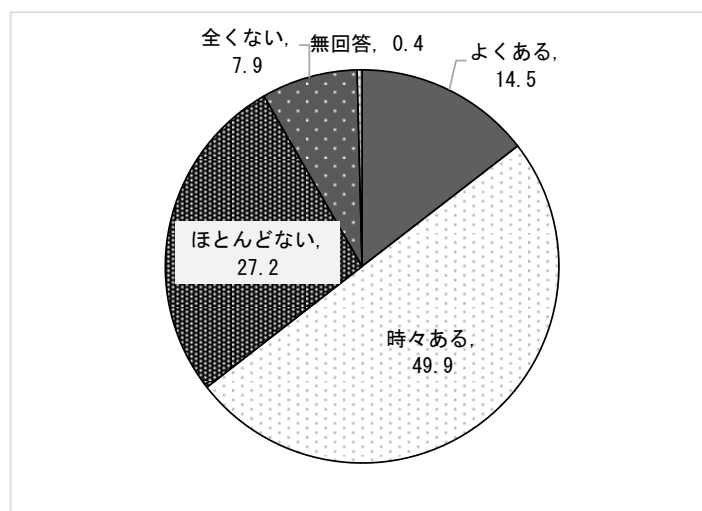
子育てをつらいと感じる人はどのような方なのか、他の設問とのクロス集計によってある程度イメージすることができます。たとえば、配偶者がいない世帯はいる世帯の1.6倍、子育てを主に母親が担っている世帯は父母ともに子育てしている世帯の2.3倍が、子育てをつらいと感じているということが分かります。

一方、地域の人からお子さんのことで全く声をかけられない世帯は、よく声をかけてもらえる世帯の3.7倍も子育てをつらいと感じていることから、一人親であることや、子育てを母親に押しつけた形になっている世帯以上に、地域で孤立することが、子育てをつらくさせる強い要因になり得ることが分かります。

■ 子育てについての感情



■ 地域の人からの声かけ



4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の比較

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

(単位：人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の 見込み	計画値 ①	87	89	88	85	84
	実績値 ②	87	92	97	87	
	過不足 ①－②	0	△3	△9	△2	
確保の 内容	計画値 ③	87	92	97	87	
	実績値 ④	87	92	97	87	
	過不足 ③－④	0	0	0	0	

【評価】

平成28年度以降、計画値を実績値がやや上回る結果となりました。

② 2号認定（3～5歳）

(単位：人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の 見込み	計画値 ①	463	473	470	535	530
	実績値 ②	540	552	546	542	
	過不足 ①－②	△77	△49	△24	△7	
確保の 内容	計画値 ③	522	522	531	535	535
	実績値 ④	522	522	531	535	
	過不足 ③－④	0	0	0	0	

【評価】

平成28年度以降、計画値を実績値が上回る結果となりました。

③ 3号認定（0～2歳）

【1・2歳】

（単位：人）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	318	315	312	331	330
	実績値 ②	327	324	319	320	
	過不足 ①－②	△9	△9	△7	11	
確 保 の 内 容	計画値 ③	317	319	337	331	331
	実績値 ④	317	319	337	331	
	過不足 ③－④	0	0	0	0	

【評価】

平成27年以降、計画値を実績値がやや上回る結果となりました。平成30年度では、計画値内に収まる実績となりました。

【0歳】

（単位：人）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	78	77	76	117	115
	実績値 ②	117	114	112	108	
	過不足 ①－②	△39	△37	△36	9	
確 保 の 内 容	計画値 ③	84	87	95	117	117
	実績値 ④	84	87	95	117	
	過不足 ③－④	0	0	0	0	

【評価】

平成27年以降、計画値を実績値がやや上回る結果となりました。平成30年度では、確保の内容を拡大し、計画値内に収まる実績となりました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度		比較 内容
①時間外保育事業 (延長保育事業) (人)	計画値	424		427		423		415		411		A
	実績値	402		390		502		408				
②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (人)	計画値	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	C
		237	134	232	129	229	126	234	128	239	125	
③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業) (人)	計画値	810		802		793		788		781		A
	実績値	795		858		837		982				
④一時預かり事業(幼稚園型・1号認定)(人)	計画値	635		668		662		642		636		D
	実績値	1,265		1,414		2,324		2,321				
④一時預かり事業(幼稚園型・2号認定)(人)	計画値	10,800		11,040		11,040		10,560		10,560		D
	実績値	9,120		12,960		14,640		14,040				
④一時預かり事業(幼稚園型以外)(人)	計画値	850		850		850		850		850		D
	実績値	575		704		421		359				
⑤病児保育事業 (人)	計画値	240		480		480		480		480		D
	実績値	27		94		107		63				
⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (人)	計画値	20		19		19		19		20		A
	実績値	0		0		1		14				

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	比較 内容
⑦妊婦健康診査	計画値	350	350	350	350	350	A
	実績値	325	285	299	263		
⑧乳幼児家庭全 戸訪問事業・養育 支援訪問事業	計画値	240	240	240	240	240	D
	実績値	274	288	363	509		

利用者支援事業、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体の参加促進事業は計画期間内で実施がありませんでした。

* 事業比較基準（自己評価）

計画期間内における比較内容	
A	ほぼ計画どおり
B	概ね計画どおり
C	計画と差異が生じている
D	計画と大きく差異が生じている
E	未対応または、実施が困難

5. 阿蘇市の子ども・子育てを取り巻く課題

阿蘇市の子どもを取り巻く状況やニーズ調査、関係団体ヒアリングの結果から子ども・子育て支援の充実に向けて以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

統計データ	<ul style="list-style-type: none">○子どもの数は、年々減少しており、今後も減少すると見込まれます。○転入者より、転出者が上回っており、人口減少しています。○出生数より死亡数が上回っており、人口減少が続いています。○1世帯当たりの人口が減少しているため、核家族化が進行しています。○婚姻件数が減少傾向にあります。
-------	--

保護者アンケート	<ul style="list-style-type: none">○主に子育てをしている人は「父母ともに」が就学前児童保護者、小学生保護者ともに6割を超えています。
----------	---

検討すべき課題等	<p>晩婚化、核家族化の進行、人口減少等により、子育てをする世帯の環境は大きく変化していると考えられます。このため、子育てに対する不安を持つ家庭や相談が気軽に出来ない家庭等が孤立しないように情報の周知、相談しやすい体制づくりを充実させる必要があります。</p>
----------	--

(2) 保護者の就労に関すること

統計データ	○女性の25歳以上の就労状況が10年前と比較して上昇しています。
-------	----------------------------------

保護者 アンケート	<p>○母親の就労状況についてみると、就学前児童保護者において約5割、小学生保護者において約6割がフルタイムで就労（病休・産休・育休・介護休業中を含む）しています。</p> <p>○父親の就労状況は、就学前児童保護者において9割、小学校保護者において8割以上がフルタイムで就労しています。</p> <p>○就労していない母親の就労希望について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」割合は約4割となっています。</p> <p>○子どもが生まれた時点で、就業前児童の母親の約3割が就労しておらず、出産前に退職されている方が含まれていると考えられます。</p> <p>○育児休業を所得した（取得中を含む）母親の割合は、就学前児童保護者で、5割を超えています。</p> <p>○父親の育児休業の取得状況は、数パーセントとなっています。</p> <p>○育児休業を取得しなかった理由は「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事が忙しかった」の回答が多くありました。</p>
--------------	--

検討すべき 課題等	<p>保護者の就労状況は、変化してきています。国も一億総活躍社会の実現に向けて様々な政策を行っており、第2期計画においては、保護者の就労状況を踏まえた上で、量の見込みと確保の方策を決定する必要があります。</p> <p>就労していない母親の約4割は1年以内には就労したいと希望しており、就労につながる支援が必要になります。</p> <p>育児休業の取得状況は、父親はほとんど取得しておらず、母親は就学前児童保護者で5割でした。取得しなかった理由に「職場の育児休業の制度がなかった」や「仕事が忙しかった」という回答が上位であったため、職場の育児休業制度の整備について、企業や雇用主に対して更なる周知・啓発の必要があると考えられます。</p>
--------------	---

(3) 教育・保育の利用に関すること

統計データ	<p>○3歳児以上の保育所・認定こども園（保育認定）の入所率が8割を超えています。</p> <p>○認定こども園（教育認定）の入園状況は60人から90人の間で推移しています。</p>
保護者アンケート	<p>○全体の8割以上が定期的に教育・保育事業所を利用しています。</p> <p>○定期的に利用している教育・保育事業は「幼稚園・認定こども園（保育認定：2号3号）」が約5割、「認可保育所」が約4割、「幼稚園・認定こども園（教育認定：1号）」が約1割となっています。</p> <p>○定期的に利用したい事業で「幼稚園・認定こども園（教育認定：1号）」が25.7%と潜在的教育のニーズがあります。</p>
ヒアリング調査	<p>○保育士不足により定員数の維持が出来なくなる可能性があります。</p> <p>○保育士不足の問題がある。求人を出しているが、保育士の応募はない。</p> <p>○保育士確保のため、職場環境や労働条件の向上をする必要がある。</p> <p>○女性の職場のため、子育てしながら働きやすい環境を整えている。そのために、職員を増やす必要がある。</p> <p>○兄弟姉妹で保育所が違つと園行事等で仕事の調整が大変である。</p> <p>○保育所等と小学校の先生との意見交換会や交流会の場を増やす必要がある。</p> <p>○連携協議会は定期的開催されているが、連携をもっと効果的にするため、連携の担当責任者を明確にして一貫性を持たせる必要がある。</p> <p>○就学前に体験入学や小学生との交流を持つとよいと思う。</p>
検討すべき課題等	<p>両親の共働きなど全国的に保育のニーズが高くなっており、受け皿の確保については、状況に応じて検討する必要があります。教育・保育施設へのヒアリング調査より、働きやすい環境整備するには職員の増員が必要である等、保育士不足の問題があります。</p> <p>また、教育・保育施設と小学校との連携については、より連携を効果的に行うため、連携体制についての検討も今後は必要になります。</p>

(4) 地域における子育て支援事業に関すること

統計データ	<ul style="list-style-type: none">○その他の親族世帯（3世代世帯等）の割合が熊本県平均より高い。○放課後児童クラブ（学童保育）の登録者数が増加傾向にあります。○放課後子供教室の登録者数は横ばい傾向で推移しています。
-------	--

保護者アンケート	<ul style="list-style-type: none">○不定期な教育。保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用については、保護者の9割以上が利用しておらず、利用していない理由の7割以上が必要性がないといった回答となっています。
----------	--

ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none">○放課後児童支援員が慢性的に不足している。○放課後児童クラブ（学童保育）と学校との連携を強化する必要がある。○放課後児童クラブ（学童保育）の夏休みなどの長期休暇の際の負担が大きい。
---------	--

検討すべき課題等	<p>国は一億総活躍社会の実現のため、放課後児童クラブの30万人の追加的な受け皿を進めています。阿蘇市では放課後児童クラブの登録者数は増加傾向にあります。ただし、放課後児童支援員が慢性的に不足していることや、放課後児童クラブの長期休暇の負担が大きいといった課題があります。</p> <p>また、放課後児童クラブと学校の連携が不足しているという声があり、今後は学校と放課後児童クラブ等の連携強化について検討する必要があります。</p>
----------	--

(5) 親子が健やかな成長を支える保健・医療に関すること

統計データ	<p>○3 か月児健診、7 か月児健診、1 歳 6 か月健診、3 歳児健診において、高い受診率です。</p> <p>○1 歳 6 か月児、3 歳児ともにむし歯の保有率は減少していますが、熊本県平均より高い数値となっています。</p>
-------	--

保護者アンケート	<p>○子どもの病気やケガで平日に教育・保育事業や小学校を利用できなかった経験は就学前児童保護者で 8 割を超え、小学生保護者で 7 割を超えています。その時の対処方法として、母親が仕事を休んで対応していることが多いです。</p> <p>○病児・病後児のための保育施設の利用については、就学前児童保護者では 3 割の人が利用を希望していますが、小学生では 2 割を下回っています。</p> <p>○病児・病後児のための保育施設を利用したくない理由は他人に看ってもらうことに不安があったり、親が休むことが好ましいと感じています。</p>
----------	---

検討すべき課題等	<p>病児・病後児の対応については、「他人に看ってもらうのは不安」「親が休むのが好ましい」などの声もあり、地域の実情等も踏まえ、保護者に負担がかからないように検討する必要があります。</p> <p>むし歯有病率減少については、継続して健診や治療ができる支援を行うとともに、より効果的な支援についても検討が必要となっています。</p>
----------	--

(6) 経済的な負担に関すること

統計データ	○ひとり親世帯（特に母子家庭）が増加傾向にあります。
-------	----------------------------

保護者アンケート	○中学校になると部活にお金がかかりすぎていると思います。（自由記述）
----------	------------------------------------

ヒアリング調査	○朝食の欠食している子どもがいる。
---------	-------------------

検討すべき課題等	ひとり親世帯が増加していることや、子育てに対して経済的負担を感じている家庭に対し、充実した支援を行う必要があります。
----------	--

(7) 支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

保護者 アンケート	○子どもの発達障害が増えています。
--------------	-------------------

ヒアリング 調査	<p>○子どもの発達障害が増えている。</p> <p>○支援が必要と感じた際には、診断後に保育士と保護者間で情報共有し、保護者に対し今後のことを伝える必要があります。</p> <p>○保健師から直接言われることを気にする保護者もいるため、ワンクッションを置いたり、段階的に伝えることも必要と感じます。</p> <p>○気が散りやすい、集中力が長続きしない、落ち着かない、じっとしてられない等の特徴を持つ子どもがいると、一人担任ではクラスの保育が難しい。</p>
-------------	--

検討すべき 課題等	<p>子どもの発達障害など支援を必要とする家庭が増えてきています。教育・保育施設だけでなく、様々な関係機関の連携強化や保護者に負担がかからない支援体制づくりが必要になると考えられます。</p> <p>また、全国的に児童虐待などに関する相談が増加していることを踏まえ、要保護・要支援児童に対する支援の充実とともに、関係団体と連携強化を行い、万が一の場合に速やかに連携できる体制づくりが必要です。</p>
--------------	--

(8) 支援体制（相談等）に関すること

統計データ	○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の1月当たりの利用者数は増加傾向にあります。
-------	---

保護者 アンケート	<p>○子育て支援拠点の利用については、約1割の人が利用しており、利用している人の約7割以上が「阿蘇市子育て支援センター」を利用しています。</p> <p>○夫婦ともに県外出身のため、わからないことが多い。（自由記述）</p>
--------------	---

検討すべき 課題等	<p>子育ての悩みについては、子どもの成長段階や家庭環境、家族構成等によって変わるため、各家庭のニーズに合わせた対応をする必要があります。気軽に相談できる体制整備が構築されると育児に不安を抱えた人の早期発見や児童虐待の未然防止につながると考えられます。そのためには、相談窓口の人に向けた研修等も必要になってくると考えられます。</p>
--------------	---

第4章 施策の展開

基本方針 1 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

(1) 地域における子育ての支援

◆施策の方向性

育児の不安を解消するために、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）や緊急時に一時的に子どもを預かれる一時預かり事業などを推進し、地域で実施する子育て支援活動と連携を図りながら、地域における子育て支援サービスの充実に取り組みます。

◆具体的な取組

主な取組	内 容	関係課
①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。本市では、市内3か所に子育て支援センターを配置し、就学前児童とその保護者を対象に、相談や子育てに関する講座などを開催しています。	福祉課
②子育て支援広場	認定こども園内において、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場を提供しています。市内の認定こども園4か所で実施しています。	福祉課
③延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。 現在、すべての保育園において実施しています。	福祉課
④一時預かり事業	保護者の病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。 現在、10か所の保育園において実施しています。 (R2. 4月から公立保育園4園実施予定)	福祉課
⑤病児・病後児保育事業	児童が病気の治療中又は回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育をできない場合、その児童を一時的に施設で保育する制度です。現在、阿蘇医療センター内「すずらんルーム」で実施しています。今後は、さらなる周知を徹底し、利用促進を図ります。	福祉課

(2) 保育サービスの充実

◆施策の方向性

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①教育・保育内容の充実	保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていただけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、保育所、認定こども園において人権を大切にすることを育てる教育・保育を推進します。	福祉課
②教育・保育の質の向上	教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努めます。	福祉課
③教員・保育士等の連携や情報交換	合同での研修会や交流会を実施するなど、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。また、幼児教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。	福祉課

<p>④産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保</p>	<p>就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。</p> <p>特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。具体的には、年度途中からの入所希望についても、前年11月から申込を受け付け、育休明けの入所については入所選考時に利用調整基準における調整指数により加点をし、優先順位を高めた上で選考することとします。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑤特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実</p>	<p>支援の必要な子どもやその保護者一人ひとりに寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。</p> <p>また、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障がいに対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化し、安心して保育できる環境づくりを進めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑥幼・保・小の連携</p>	<p>子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、校区会議等を活用し、就学前施設と小学校が互いの教育や保育、指導方法を学び合い、相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。</p>	<p>福祉課 教育課</p>

(3) 子育て支援ネットワークづくり

◆施策の方向性

子育てに関するさまざまな市民活動がさらに活発化するように、市民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①市民活動のネットワーク化と組織づくり	子育てに関するさまざまな市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取り組みを進めます。	福祉課
②身近な地域での活動拠点の確保	各団体の活動を進めるにあたって自由に利用できる、身近な地域での活動拠点の確保に努めます。	福祉課
③子育て支援センターと関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、子育て支援センターを中心とした関係機関との情報交換等の連携を強化します。	福祉課
④子育て支援者への支援	子育てに関するさまざまな活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。	福祉課

(4) 子どもの健全育成

◆施策の方向性

地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子供教室を推進していきます。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①放課後児童クラブ（学童保育）の充実	小学校に就学している児童であって、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	福祉課
②放課後子供教室	放課後等小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学びやスポーツ・文化活動、地域住民との交流を通して、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	教育課
③民生委員・児童委員協議会活動の支援	民生委員・児童委員協議会の定例会や学校訪問の実施等を通じた情報の共有を図り、活動を支援します。	福祉課
④地域における人材育成	高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした育成と効果的な活用に努めます。	福祉課

放課後児童対策の充実（阿蘇市新・放課後子ども総合プラン）

共働き家庭などの児童を対象とした放課後児童クラブ（学童保育）と、すべての児童を対象に、様々な体験活動を行う「放課後子供教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

同一小学校内等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が実施されている場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう両事業の従事者・参加者が連携して、学習・体験プログラムを実施、内容の充実を図ります。また、放課後子供教室が実施されていない放課後児童クラブの校区においては、他の学校の放課後子供教室の関係者の協力を得て、学習・体験プログラム活動を提供します。

①放課後児童クラブの量の見込み及び整備量

現在、本市では5つの放課後児童クラブが実施しており、そのうち4つが放課後子供教室と連携しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	5	5	5	5	5
実施校数	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (5)
一体型	4	4	4	4	4
連携型	－	－	－	－	－
学校数に占める実施割合	80%	80%	80%	80%	80%

※一の宮小学校区にて、2事業実施しています。

※波野小学校区は、令和2年度から実施に向け調整中。

②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の事業者・参加者が活動方針や活動内容、さらには安全管理方策や地域のボランティア等人材確保策等を協議し、実施します。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

学校との協議のもと学校教育に支障が生じない限り体育館や校庭、特別教室等、使用していない放課後等の時間帯において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として、一時的な活用をすすめます。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育課と福祉部局の具体的な連携に関する方策

阿蘇市放課後子どもプラン運営委員会を地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として充実を図ります。

また、両事業の従事者・関係者で共通理解や情報共有を図り、活動方針や活動計画、さらには連携方策や安全管理方策、地域のボランティア等人材確保方策などを協議します。

⑤放課後児童クラブ及び放課後子供教室目標整備量及び整備方策

項目	目標事業量・整備方策
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成させるべき目標事業量	2019年度における一体型のクラブ及び教室が市内5校のうち4校です。今後1校でクラブの実施がなされれば、市内全校で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施します。
放課後子供教室の2023年度までの実施計画	2019年の全ての小学校において実施済
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	学校との協議のもと学校教育に支障が生じない限り体育館や校庭、特別教室等、使用していない放課後等の時間帯において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として、一時的な活用を進めます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	学校との協議のもと学校教育に支障が生じない限り体育館や校庭、特別教室等、使用していない放課後等の時間帯において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として、一時的な活用を進めます。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育課と福祉部局の具体的な連携に関する方策	阿蘇市放課後子どもプラン運営委員会を地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討自己の場として充実を図ります。また、両事業の従事者・関係者で共通理解や情報共有を図り、活動方針や活動計画、さらには連携方策や安全管理方策、地域のボランティア等人材確保方策などを協議します。

<p>特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策</p>	<p>学校関係者や放課後児童クラブ及び放課後子供教室間で相互に話し合い、必要に応じて専門機関等関係機関とも連携して適切に対応します。</p>
<p>地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組</p>	<p>現在、市内全ての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。今後においても利用者のニーズにあった開所時間の設定に努めます。</p>
<p>各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策</p>	<p>2019年度に小学校の部活動がなくなったことにより、放課後児童クラブのニーズはさらに高まっていると考えられることから、受け皿の確保に努めると同時に活動内容がより充実するよう努めます。</p>
<p>放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等</p>	<p>現行の広報媒体を活用した周知に努めるとともに、より効率的に周知ができる方策について、運営機関と協議を進めます。</p>

(5) 次代の親の教育

◆施策の方向性

小学生、中学生、高校生などが、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会をつくるとともに、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることなど、次世代の親となるための教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組を推進します。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①各種育児講座等の実施	親としてのあり方を学ぶ場や子どもを産み育てることの喜びを実感してもらう場の提供の充実を図ります。	福祉課
②次世代の親のあり方の視点	児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し、子育て意識を育みます。	福祉課

(6) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

◆施策の方向性

子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①自己実現のための確かな資質を持った子どもの育成	<p>15歳の春に将来の進路を見つめ、それを実現するために「知・徳・体」を兼ね備えた子どもを育成することに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における乗り入れ授業等による教科指導力の向上 ・小中合同研修会の実施 ・特別活動・総合的な学習の時間の充実 ・道徳教育の充実や自然体験活動の促進 	教育課
②ふるさと・阿蘇市を大切にしている心を持った子どもの育成	<p>将来の阿蘇市を担っていける子どもの育成を目指し、多様な観点から自分と郷土（阿蘇市）を見ることができ力や自治の担い手としての育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇市について学ぶ機会の実施 ・地域活動への積極的な参加の促進 ・人権教育の充実 	教育課
③保護者・地域や社会教育との連携	<p>保護者や地域が連携し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーによる指導や学校支援 ・地域と連携した体験活動の充実 ・学校改善のための学校関係者評価の実施 ・コミュニティ・スクールのさらなる推進 	教育課

(7) 家庭や地域の教育力の向上

◆施策の方向性

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供などによるきめ細やかな家庭教育への支援を目指します。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①家庭教育の支援の充実	親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材（家庭教育支援コーディネーター）を有効活用した支援へつなぎ、協働による家庭教育の支援を強化します。	教育課
②子育てに関する広報の充実	「子育て通信」の広報誌掲載	教育課
③育児力向上のための各種育児講座等の実施	入所児童の保護者及び地域父母を対象とした、育児力向上のための各種育児講座等を実施します。	教育課
④地域全体で子どもを守り育てる環境づくり	学校だよりの配布を通じ、地域の人々や団体、企業等が学校支援ボランティアとなり、学校のニーズに応じた様々な支援活動を促進することで、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。	教育課

(8) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◆施策の方向性

現在、スマートフォンや SNS などの普及により、青少年に有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっています。そのため、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。一方、民間団体との連携も視野に入れながら、生涯学習などの機会を図ります。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①家庭や地域への啓発	地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化し、青少年の携帯電話やインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進します。	教育課
②有害環境対策の推進	青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけます。	教育課

基本目標 2 切れ目のない子育て支援で健やかな育ちを守ります

(1) 切れ目のない妊娠婦・乳幼児への保健対策

◆施策の方向性

妊娠・出産・産褥期の女性は、短期間で大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うこととなります。この時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

子どもは、もともと自分自身で発達する力、育つ力を持って生まれてきます。

保護者が子どもはどのように育っていくのか、成長発達の原理を理解した上で、その成長を支えるための子どもの生活環境（生活リズム：食べる・寝る・あそぶ）を作っていくことが、子どもの健康な体・心づくり、将来の生活習慣病の予防にもつながります。成長発達の節目ごとに実施している乳幼児健診は、保護者が子どもの体の原理を学習する機会として、その内容をさらに充実させていきます。

また、子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長発達過程における心身の変化にきちんと対応していくことが重要で、このことは子どもが安定して成長していくことにもつながります。

さらに、からだを作る栄養をとりこむためには、からだづくりに必要な食品を何でも食べられるようにすることが大切です。乳歯をしっかりと使いよくかむことで唾液中のカルシウムが歯を強くし、あごも育てます。からだの成長のためには、むし歯にしないことが大切です。乳幼児健診の際に生活リズムや食のリズムを保護者と考え、病気やむし歯になりにくいからだ作りをめざします。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①母子健康手帳の交付	妊娠届け時に母子保健手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の健康管理や異常の早期発見のために定期的な妊婦健診の受診を勧奨しています。	ほけん課

②妊婦健診	<p>母親が妊娠中を健康に過ごすことができるように保健指導・栄養指導の充実を図ります。特に、前回の妊娠・出産で異常のあった妊婦など、ハイリスク妊婦に対しては訪問指導を行い、そのリスクの軽減に努めます。また、妊婦健診の公費助成を継続し、妊婦の定期健診の確保と経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、健康上のリスクの高い低出生体重児の出生率が高いため、感染の防止、妊娠中の適切な体重増加や禁煙・禁酒の重要性、胎児の発育に必要な栄養摂取についての知識の普及や若い女性の不必要なダイエットの防止などの啓発に努め、低出生体重児の出生の抑制を図ります。</p>	ほけん課
③乳幼児健康診査の実施及び発達相談体制の整備	<p>疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。親が子どもの成長・発達の原理を理解し、子どもの成長の度合いがわかる学習の場の充実と、親が子どものありのままの姿を受け止め、かかわる力を持てるよう関係機関との連携を図り支援します。また、ADHD(注意欠如/多動性障がい)、自閉症スペクトラム障害などの発達障がいや多様化する子どもの特性に対応できる相談体制の整備を図ります。</p>	ほけん課
④むし歯予防	<p>フッ化物の歯面塗布やフッ化物洗口などを推進します。</p>	ほけん課
⑤子どもの病気の予防	<p>乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効です。すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報誌や乳幼児健診等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。</p>	ほけん課
⑥ 母子手帳アプリを活用した子育て支援	<p>阿蘇市公式母子手帳アプリを活用し、予防接種履歴管理、乳幼児健診結果や成長の記録などを保護者自身が登録できることで、主体的な子育てにつなげます。また、阿蘇市からの子育て情報の発信や災害・緊急時の情報発信などにも役立てて、子育てに必要な身近な情報を発信し、利便性の向上を図ります。</p>	福祉課 ほけん課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

◆施策の方向性

十代の自殺や不健康やせ等の思春期特有の課題の重要性を十分認識し、必要な保健対策を実施します。十代の自殺死亡率を減少させるため、幅広い関係者の協力を得て児童生徒の問題行動を未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組み、さらに、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実に努めます。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①関係機関との連携強化	健康づくり及び性・薬物等の問題に関する基礎的かつ正しい知識の普及と、心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期における心身両面からの健康づくりを支援します。	福祉課 教育課
②相談体制の充実	児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。	福祉課 ほけん課 教育課

(3) 「食育」の推進

◆施策の方向性

食を通じた心身の健全な育成を図るため、食に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、地域全体で連携しながら、食育の推進を図ります。

また、子育ての基盤となる『早寝早起き朝ごはん』を各機関と連携しながら、啓発活動を推進します。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①情報提供	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体の健康づくりを推進します。	福祉課 ほけん課

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

◆施策の方向性

地域等が親子を見守り支える地域づくりを推進し、地域における協議の場を確保します。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①要保護児童対策協議会等の定期的な開催	地域・学校・企業等のネットワークをつくることにより、地域等が親子を見守り支える地域づくりを推進します。	福祉課 ほけん課 教育課
②小中学校PTA連絡協議会の実施	小中学校PTA連絡協議会を実施するなど地域における協議の場を確保します。	教育課

(5) 小児医療の充実

◆施策の方向性

小児医療の充実に向けた関係機関との連携を図ります。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①小児医療の充実	医療機関との連携を図りながら、安心して子どもを育てるための小児医療の充実に努めます。	ほけん課
②小児科休日在宅当番医委託の実施	医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行い、日曜・祝日の在宅当番医と夜間の当番医について、広報誌やホームページ等で情報提供します。	ほけん課

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

◆施策の方向性

結婚の希望を持つすべての人たちが、その希望をかなえることができる社会を実現するために、社会の構成員がそれぞれの立場で希望の実現を応援する機運の醸成を図ります。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①婚活イベントへの支援	結婚を希望する人たちへの出会いの場を提供する事業などの取り組みを推進します。	福祉課
②企業・商工業と連携した取組の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け関係機関と連携した取組を推進します。	まちづくり課 人権啓発課
③多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	男女の役割分担などの固定的性別役割分担意識観念を払拭し、男性が子育てへ参加しやすい環境づくりを進め、男女がともに働きやすく、子育てしやすい社会のため、男女共同参画社会の実現を推進します。	人権啓発課
④不妊治療費の一部助成	妊娠を望む方へ、一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、妊娠・出産に向けた切れ目のない支援を行います。	ほけん課

基本目標 3 安心な子育て環境と子どもの安全を守ります

(1) 良質な住宅の確保

◆施策の方向性

多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用したファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援するとともに、子育て世帯の入居受け入れが可能な民間の賃貸住宅に関する情報提供を進めていきます。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①市営住宅の整備	老朽化している市営住宅は、ユニバーサルデザインやコミュニティの場を取り入れた建て替えを行い、既存ストック住宅は安心安全に暮らせるよう計画的な改修を図ります。	住環境課
②空き家等の情報提供	子育て世帯が子育てしやすい、ゆとりある住宅を確保できるよう、適正な空き家等に関する情報の提供を推進します。	まちづくり課

(2) 良好な居住環境の確保

◆施策の方向性

子どもたちを見守る地域の連携を強化し、安全なまちづくりを推進します。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①子どもたちを見守る体制づくり	子どもたちの生活における安全の確保に向け、家庭・地域・学校との連携を強化し、子どもたちを見守る体制づくりに努めます。	福祉課 教育課 総務課
②防犯灯の整備推進	通学路や地域内等における防犯灯の設置を推進し、犯罪の未然防止を図り、子どもの安全確保に努めます。	教育課 総務課

(3) 安心して外出できる環境の整備

◆施策の方向性

妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、バリアフリー法に基づき、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を進めます。併せて、妊産婦へ配慮し、ベビーカー利用者への理解を深める「心のバリアフリー」にも取り組み、ハードとソフトの両面から一体的なバリアフリー化を推進します。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①道路や公共施設の整備	子どもや子ども連れの人も利用しやすいバリアフリー化を踏まえた環境整備を推進します。	福祉課 他
②妊産婦への配慮	マタニティマークの周知を図り、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊産婦にやさしい環境づくりに取り組みます。	ほけん課

(4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

◆施策の方向性

子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等との連携・協力体制の強化を図りつつ、効果的な交通安全教育を実施するなど、地域が一体となって交通事故の防止に努めます。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①交通安全教育の充実	警察、行政、保育所・認定こども園、小中学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育の一層の充実強化を図ります。	総務課 他
②チャイルドシート利用啓発	チャイルドシートの正しい使用を徹底するための普及・啓発を図り、重大事故時の軽減や意識向上に努めていきます。	福祉課 総務課
③交通安全意識の高揚	街頭キャンペーン等の広報活動を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。	福祉課 総務課

(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

◆施策の方向性

子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体との情報交換、「子ども110番の家」等の防犯ボランティアへの活動支援といった安全確保に向けた取組を推進し、地域全体で子どもの防犯意識の向上に努めます。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①連携体制の強化	行政、警察など関係機関及び団体間の情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。	総務課
②「子ども110番の家」事業	凶悪な犯罪から子どもを守るための対策として、各地域の方々の協力により「子ども110番の家」制度を実施しています。	教育課 総務課
③防犯カメラの設置	行方不明者の捜索や犯罪発生を抑止を目的として、通学路等に防犯カメラを設置しています。	総務課

基本目標 4 子育てと仕事が両立できる環境をつくります

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

◆施策の方向性

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	保育施設や放課後児童クラブ（学童保育）の整備等の子育て支援事業の充実に加え、「阿蘇市男女共同参画推進条例」及び「第3次阿蘇市男女共同参画基本計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。	福祉課 人権啓発課
②育児休業等制度の普及・促進のための環境整備等	県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施します。	福祉課 人権啓発課

基本目標 5 保護や援助を必要とする子どもや家庭を支えます

(1) 児童虐待防止対策の充実

◆施策の方向性

関係機関との連携のもと要保護児童対策に取り組みます。

また、相談支援体制や経済的支援の強化、障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう日常生活の支援を行います。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①相談体制の充実	出産後の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業及び、乳幼児健診等の育児相談体制の充実や子育て支援事業等により、児童の心身の発育はもちろんのこと、親子間の様子にも注意を払います。	福祉課 ほけん課
②早期発見	子育て支援センター等の利用を推進するなど、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう相談機関の充実と総合的な子育て支援を行うことで、育児に対する不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。	福祉課
③発生予防・啓発活動	「阿蘇市要保護児童対策地域協議会」を構成する、医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、支援につながる体制づくりの構築に努め、児童虐待の発生を予防します。 また、広報誌を通じて虐待防止の呼びかけとともに、ポスターやチラシを配布し、児童虐待問題に対する理解が深まるように啓発活動を推進します。	福祉課 ほけん課 教育課
④心の相談員等の配置	いじめや、不登校も含めた子どもの悩みに積極的に関わる心の相談員を中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーのカウンセリングにより、子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。	教育課
⑤適応指導教室の設置等	継続的な適応指導教室の設置や、小中学校への定期的な相談訪問により、不登校児童生徒の学校復帰のための取組の充実を図ります。	教育課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

◆施策の方向性

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①助成金の支給	児童扶養手当を中心とした経済的な支援	福祉課
②情報提供	「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行います。	福祉課
③就労支援事業の推進	ひとり親に対する就労支援事業を推進します。	福祉課

(3) 障がい児施策の充実

◆施策の方向性

療育相談支援体制の充実として、心や体の発達が遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら、阿蘇地域療育ネットワーク等を活用し療養相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。

◆具体的な取組

施策	内容	関係課
①教育相談・教育支援体制の充実	早期からの教育相談を通じて、障がいのある児童生徒及びその保護者に対して十分な情報を提供するとともに、その意見を最大限に尊重しながら、個々の実態に即した就学を進めます。また、就学後も一貫して継続した支援を行うなど、教育支援等の機能強化を図ります。	教育課
②特別支援教育の充実	児童一人ひとりのニーズに応じたきめ細やか対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深めるとともに、適切な支援を実現するために、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、その計画の実施、評価のできる体制整備を図ります。	教育課
③障がい児の障害種別の多様化に対応できる体制の充実	教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、特別支援学級在籍の児童生徒と通常学級在籍の児童生徒との交流学习や共同学習を、一人ひとりの状態に合わせ積極的に推進し、その相互理解を促進します。	教育課
④心身障がい児とその家族に対する支援の充実	「阿蘇市障がい児福祉計画」に基づき、心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種年金や手当の支給、医療費の助成を行うとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。	福祉課
⑤障がい児保育等の充実	可能な限り保護者の望む保育所での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。また、放課後児童クラブについても、市内すべての5クラブで障がい児を受け入れており、今後も継続して障がい児の受け入れができるよう、体制の整備を図ります。	福祉課

第5章 子どもの貧困対策推進計画

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が平成27年に実施した「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

国では、平成25年6月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。

また、平成26年8月に子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また、熊本県においても、平成27年3月に「くまもと子ども・子育てプラン」に包含するかたちで策定し、計画に基づき取組を進めています。

本市では、これまで、出生時祝金支給事業や学校給食費助成制度などの「経済的支援」のほか、「保護者の就労支援」を目的としたハローワークの職員による相談会の実施など、国・県とも連携を図りながら支援施策を行ってきたところです。

しかしながら、全国的にも子どもの貧困対策の機運が高まっており、本市としても子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、「阿蘇市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

■ 「貧困」について

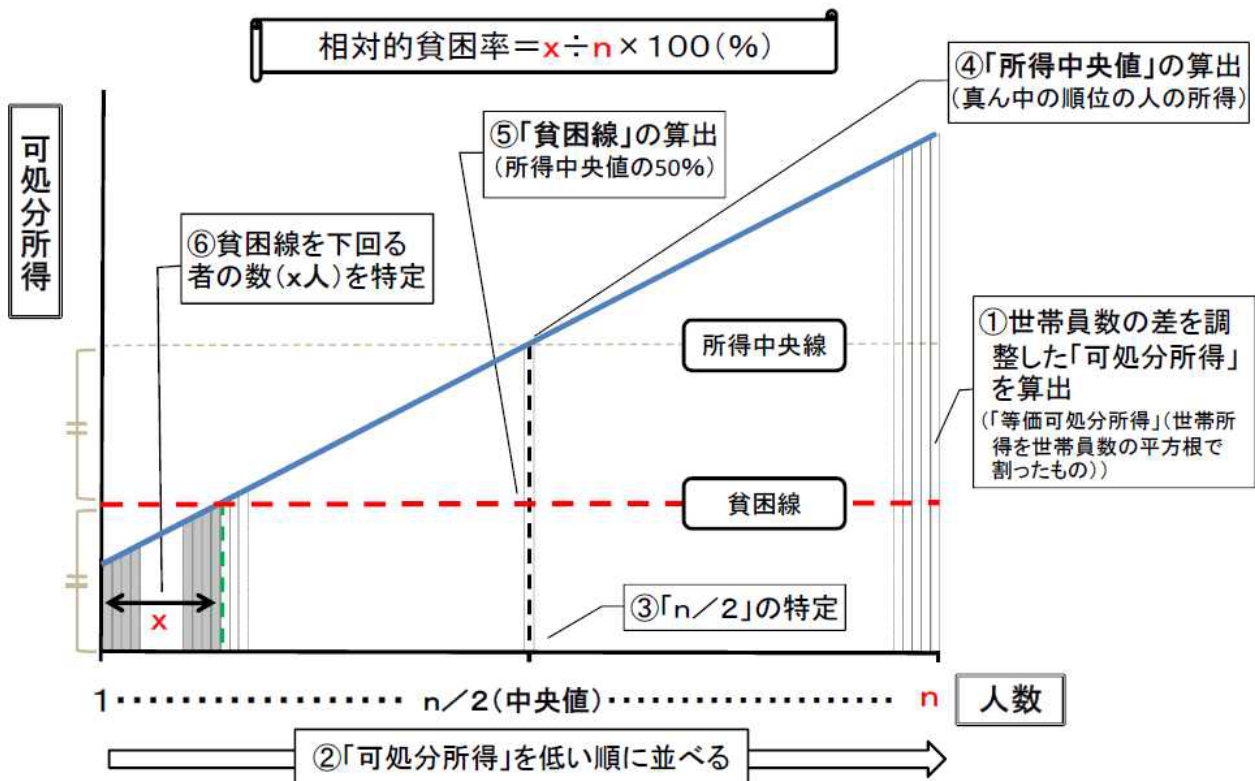
本計画においては、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的貧困」のほか、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的貧困」という経済的な視点だけでなく、子どもの生活上の困りごとにも広く貧困ととらえ、本市のすべての子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的としています。

■相対的貧困率について

厚生労働省は相対的貧困率の算出方法について公表しており、それは以下のような方法となります。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。

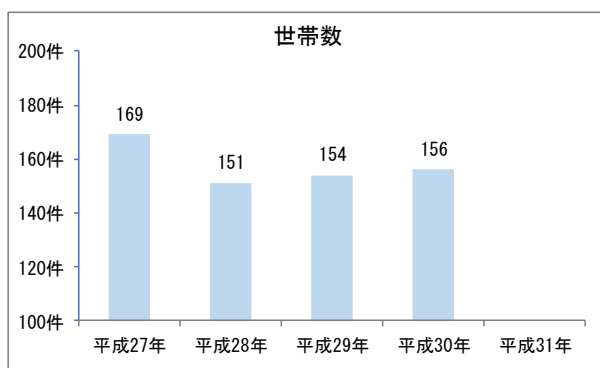
「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



2. 統計データでみる子どもの状況

(1) 生活保護受給者の推移

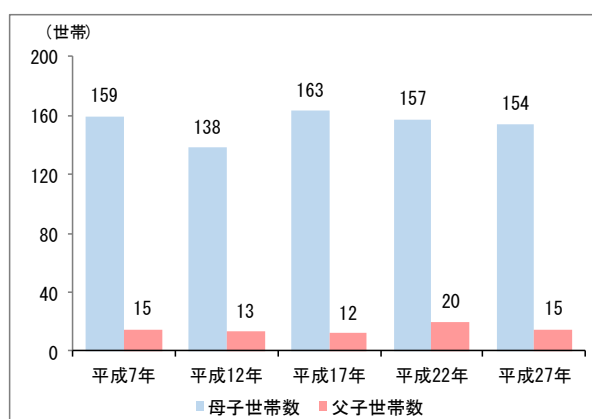
生活保護受給者は近年横ばいに推移しています。



出展：阿蘇市統計資料（令和元年度）

(2) ひとり親世帯の推移

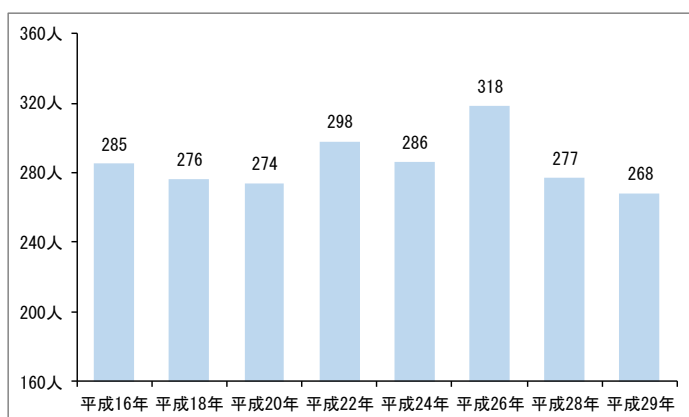
ひとり親世帯数は、母子世帯が160世帯前後を推移し、父子世帯は15世帯前後を推移しています。



出展：国勢調査

(4) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者は平成26年度に300人を超えましたが、近年は270人前後で推移しています。



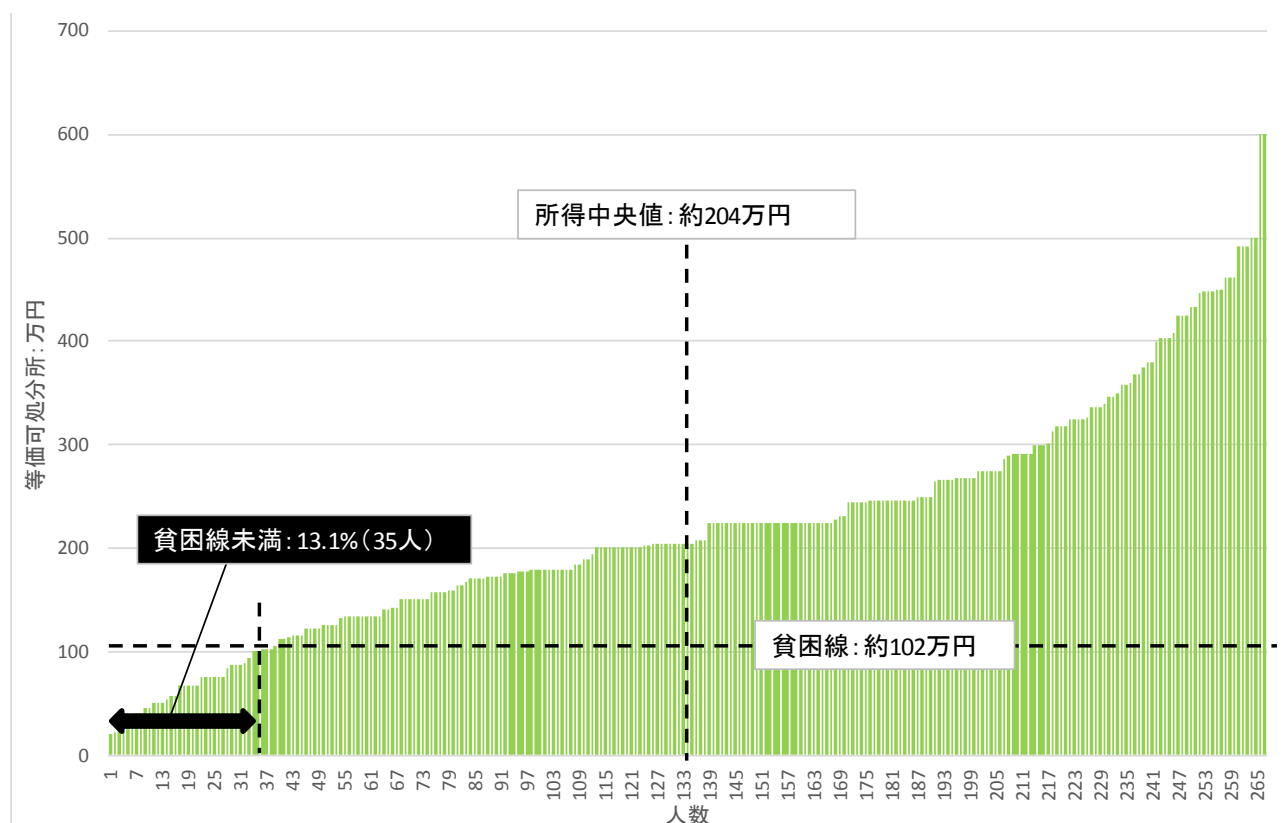
出展：第3次阿蘇市地域福祉計画（素案）

3. アンケート調査結果からみえる子どもの状況

熊本県が平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の阿蘇市の回答者の調査結果をもとに、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。

(1) 相対的貧困の設定

<相対的貧困世帯の状況>



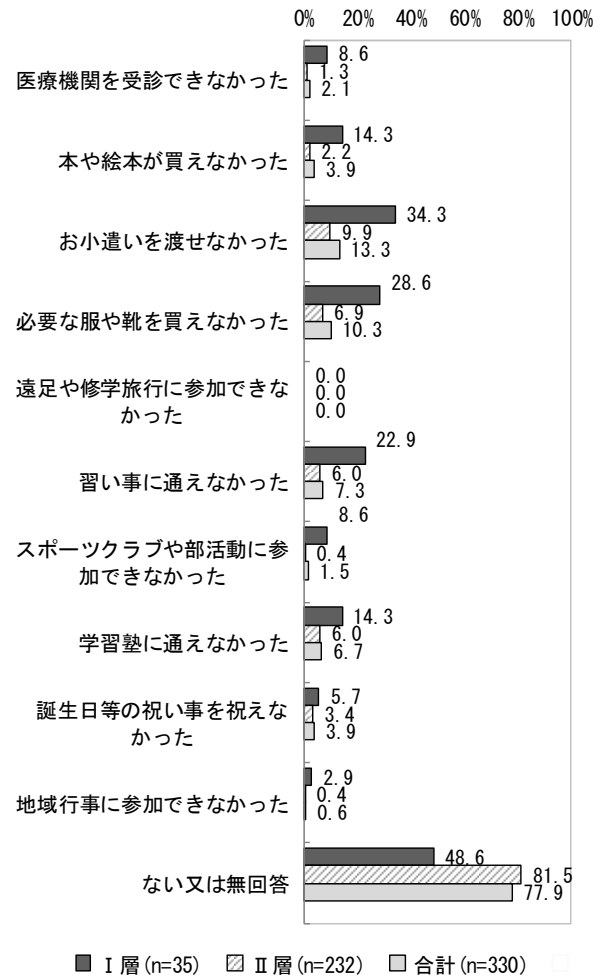
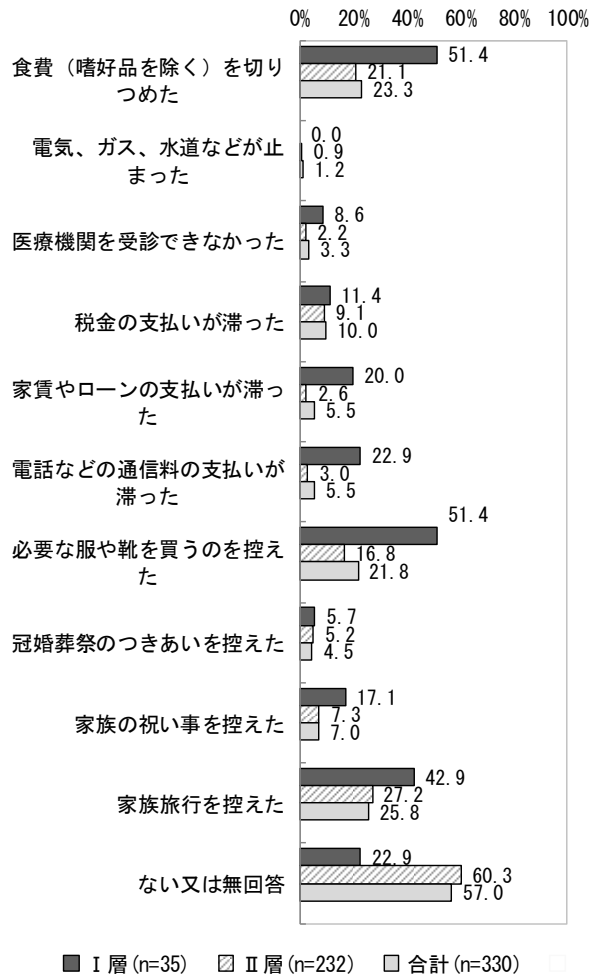
当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とする世帯収入を設定しました。

- 世帯人員数
- 前年の世帯収入合計額

算出の結果、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数267件のうち35件となり、回答者全体に占める割合は13.1%となりました。

なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

■ 世帯での経済的理由によるの経験 (保護者回答) ■ 経済的理由による子どもの経験 (保護者回答)



4. 基本方針

基本理念の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

基本方針 1 教育の支援

◆施策の方向性

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

(1) 学校教育の充実

施策	内容	関係課
①学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	教育課
②教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。	教育課
③キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育課
④乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。	教育課 福祉課

(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施策	内容	関係課
①専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	教育課
②学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育課、福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。	福祉課 教育課

(3) 地域の人材を活用した学びの場づくり

施策	内容	関係課
①多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	福祉課 教育課

(4) 就学前教育・保育の充実

施策	内容	関係課
①就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	福祉課
②多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	福祉課

(5) 就学支援の充実

施策	内容	関係課
①就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、市広報やホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	教育課
②高校生・大学生を対象とした就学の支援	奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、「阿蘇市奨学金返済支援補助金」などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	教育課

基本方針 2 生活・就労の支援

◆施策の方向性

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

(1) 子どもたちの居場所づくり

施策	内容	関係課
①アフタースクールの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。	福祉課
②子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域等と連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	福祉課 教育課
③親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。	福祉課

(2) 子どもの健康・生活への支援

施策	内容	関係課
①子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもには臨床心理士等の専門職による支援の充実を図ります。	福祉課 ほけん課 教育課
②成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	福祉課 ほけん課 教育課

(3) 子どもへの就労支援の充実

施策	内容	関係課
①職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。	教育課

(4) 保護者の就労支援

施策	内容	関係課
①保護者の就労支援	市内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供等を行います。	福祉課 市民課
②ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	福祉課

(5) 保護者の健康確保

施策	内容	関係課
①保護者の健康面に対するの専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師等による訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	ほけん課

(6) 保護者の教育力の向上

施策	内容	関係課
①保護者の教育力向上 に対する支援	子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育に関する情報や資料の提供を行うほか、保護者の悩みに対する相談事業等を行います。	教育課

(7) 暮らしへの支援

施策	内容	関係課
①相談業務や養育支援 訪問による保護者への 支援	生活上の課題を抱える家庭に対し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	福祉課
②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に取り組みます。	人権啓発課

基本方針 3 経済的支援

◆施策の方向性

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給など、経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

(1) 生活を下支えする経済的な支援

施策	内容	関係課
①子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費の無償化等の支援に取り組みます。	福祉課
②ひとり親家庭への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭の医療費の助成等に取り組みます。	福祉課

基本方針 4 連携体制等の構築

◆施策の方向性

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」*と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、行政区などを「つなぐ」

（1）相談体制の整備・充実

施策	内容	関係課
①総合的な児童虐待防止の推進	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、行政区その他関係者と連携強化します。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行います。	福祉課
②妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。	ほけん課
③相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	福祉課

（2）関係機関による連携強化・ネットワークの整備

施策	内容	関係課
①地域ネットワーク体制の整備	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、阿蘇市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。	福祉課
②福祉部門と教育課・学校などとの連携強化	子育て支援センターの充実や、スクールソーシャルワーカー等の活用を図り、学校と福祉関係部門などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	福祉課 教育課

(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

施策	内容	関係課
①母子保健施策における早期発見	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	ほけん課
②乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	保育施設等や学校、アフタースクール、子育て支援センターなどのあらゆる機関において、子どもの様子や保護者との関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	福祉課 教育課
③家庭児童相談室での早期発見	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	福祉課
④地域との連携による早期発見	行政区長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などと社会福祉協議会とが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	福祉課

(4) 子どもたちを応援する地域づくり

施策	内容	関係課
①地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートする体制を整備します。	福祉課 教育課
②身近な地域での声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。	福祉課
③市民への啓発	広く市民等に対し、情報の発信や、セミナー等を開催するなど、みんなで子育て家庭や子どもたちを応援する気運を高めます。	福祉課
④多世代交流の推進(再掲)	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	教育課

第6章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

合併により誕生した本市では、旧町村単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること。また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

また、全市域を一区域とすることによって、教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みが立てやすく、一時的な需要の増減にも対応できるというメリットがあります。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・地域型保育事業所※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

※認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※地域型保育事業所…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

①保育を必要とする事由

- ア 就労
- イ 妊娠・出産
- ウ 保護者の疾病・障害
- エ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- オ 災害復旧
- カ 求職活動
- キ 就学
- ク 虐待やDVの恐れがあること
- ケ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- コ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②保育の必要量

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定し、この2つの区分の下、保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

③優先利用への該当

- ア ひとり親家庭
- イ 生活保護世帯
- ウ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- エ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- オ 子どもが障がいをもつ場合
- カ 育児休業明け
- キ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ク 小規模保育事業などの卒園児童
- ケ その他市町村が定める事由

(2) 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」と併せて「確認」を受けることが必要となっています。

本市においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	熊本県	子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型 地方裁量型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型	小規模保育	児童福祉法	市			
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

(3) 量の見込みと確保方策の考え方

就学前児童の教育・保育について、保育所・認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

(4) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を2015（平成27）年から2019（平成31）年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	214	197	196	175	172	172	168	163	159	155
1歳	211	220	193	201	180	176	176	171	167	162
2歳	209	212	218	187	203	180	175	176	171	166
3歳	222	212	214	225	183	204	181	176	176	172
4歳	218	221	207	211	222	182	203	180	176	175
5歳	185	215	222	207	204	220	180	201	178	174
6歳	208	187	213	218	198	202	218	178	199	176
7歳	215	203	186	206	214	194	198	214	175	195
8歳	198	215	206	183	195	211	191	195	211	172
9歳	201	199	217	205	185	195	211	192	195	211
10歳	233	200	197	210	199	183	193	209	190	193
11歳	225	232	198	194	206	197	180	190	206	187
12歳	250	225	229	194	192	204	195	179	189	204
13歳	274	249	220	227	193	190	202	193	177	187
14歳	239	275	244	221	224	192	190	202	192	177
合計	3,302	3,262	3,160	3,064	2,970	2,902	2,861	2,818	2,760	2,708

(5) 量の見込みと確保方策について

[特定教育・保育事業]

① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	46	43	43	41	40
②確保の方策	72	72	72	72	72
②－①	26	29	29	31	32

【確保の内容】

1号認定については、4つの認定こども園によって受入れ、計画期間内での供給不足は発生しない予定です。

② 2号認定（3～5歳）・・・保育所・認定こども園の利用

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	552	514	508	483	474
②確保方策	特定教育・保育施設	545	545	545	545
	地域型保育事業	0	0	0	0
	合計	545	545	545	545
②－①	△7	31	37	62	71

【確保の内容】

2号認定については、令和2年度のみわずかですが、不足が見込まれますが、令和3年以降では供給不足は発生しない予定です。

③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

【0歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		126	122	120	117	113
②確保方策	特定教育・保育施設	124	124	124	124	124
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	124	124	124	124	124
②－①		△2	2	4	7	11

【1～2歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		292	288	284	277	270
②確保方策	特定教育・保育施設	329	329	329	329	329
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	329	329	329	329	329
②－①		37	41	45	52	59

【確保の内容】

3号認定については、令和2年度の0歳児のみわずかですが、不足が見込まれますが、令和3年以降では供給不足は発生しない予定です。

(6) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

①保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

②保育利用率の目標値の設定

各年度の保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める確保策の割合とします。

■保育利用率の目標値

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①保育利用率目標値	85.5%	88.4%	90%	92.4%	95%
②保育利用率	85.8%	88.4%	90%	92.4%	95%
確保方策（利用定員数）	453人	459人	459人	459人	459人
推計児童数（3歳未満）	528人	519人	510人	497人	483人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		396	378	372	358	351
②確保方策	延長保育事業	396	378	372	358	351
	施設数 (箇所)	14	14	14	14	14
②－①		0	0	0	0	0

(※人／年：年間の利用実人数)

【確保の内容】

令和元年度末現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などの理由により、昼間家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		290	302	301	309	302
	1年生	88	97	82	94	86
	2年生	74	78	86	73	84
	3年生	76	71	75	83	70
	4年生	23	25	24	25	27
	5年生	21	22	25	23	24
	6年生	9	9	10	11	10
②確保方策	放課後児童 健全育成事業	290	302	301	309	302
	施設数 (箇所)	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

(※人／年：年間の利用実人数)

【確保の内容】

令和元年度末現在5カ所で開催しており、現在の体制で対応できる予定です。
また、波野小学校区内の放課後児童クラブは、実施に向け調整中です。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		28	27	26	25	25
②確保方策	子育てショ ートステイ	28	27	26	25	25
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

平成30年度から、隣接する自治体の施設に委託し事業を実施しており、今後の利用ニーズを適切に把握し、本市での実施体制の確保について検討することとします。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれることもあります。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／回)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,257	1,236	1,215	1,183	1,153
②確保方策	子育て支援 センター	1,257	1,236	1,215	1,183	1,153
	施設数 (箇所)	3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

(※人／回：月間の利用人数×利用回数)

【確保の内容】

令和元年度末現在、3箇所で行っており、現在の体制で対応できる予定となっています。
 なお、阿蘇市子育て支援センターは、令和2年度は旧山田小学校内に仮移転し、令和3年度に旧乙姫小学校内に移転し、事業を実施する予定としています。

(5) 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となつて行うこととなります。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の 見込み	1号認定	2,181	2,146	2,179	2,159	2,177
	2号認定	13,275	13,059	13,258	13,140	13,249
	合計	15,456	15,202	15,437	15,299	15,426
② 確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型）	15,456	15,202	15,437	15,299	15,426
	施設数（箇所）	4	4	4	4	4
②－①		0	0	0	0	0

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

【確保の内容】

令和元年度末現在、4園で行っており、現在の体制で対応できる予定となっています。

(6) 一時預かり事業（その他、保育所等での一時預かり）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		625	615	624	618	624
② 確保 方策	一時預かり事業（在 園児対象型を除く）	625	615	624	618	624
	施設数 （箇所）	14	14	14	14	14
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

令和元年度末現在、実施していない公立保育園（4園）について、利用ニーズを満たすため事業を実施し、全14園で行います。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		100	99	97	95	93
②確保方策	病児・病後児 保育事業	100	99	97	95	93
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

令和元年度末現在、1か所で開催しています。潜在ニーズが非常に高いことから、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じた提供体制の確保に努めます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		69	67	66	64	62
②確保方策	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	69	67	66	64	62
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の延べ日数)

【確保の内容】

令和元年度末現在、1か所で行っており、現在の体制で対応できる予定となっています。

(9) 利用者支援事業（母子保健型）

主として保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係期間と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

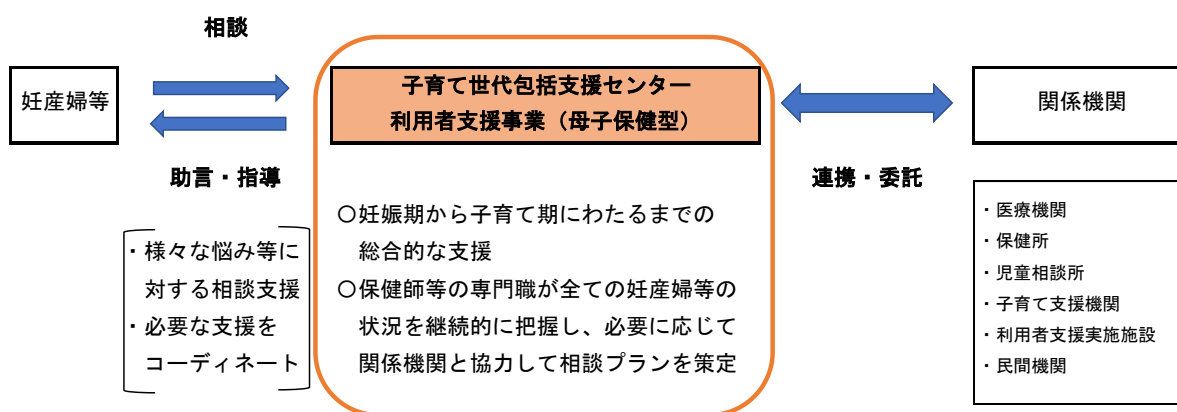
(単位：箇所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和元年度時点では実施していませんが、令和2年度から実施予定です。

■ 利用者支援事業（母子保健型）



【妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を実施】

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人回)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保方策	300	300	300	300	300
②－①	0	0	0	0	0

(※人回：月間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳幼児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

また、養育支援訪問事業は、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	500	500	500	500	500
②確保方策	500	500	500	500	500
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

現状通り、保健センターの保健師によって、全対象家庭の訪問を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等実費負担に対し、助成をする事業です。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、市内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修についても、関係者への情報提供と周知に努め、積極的な参加を促します。

なお、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、その他の子ども・子育て支援を行うものが相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、阿蘇市就学指導委員会等において、小1プロブレム※や中1ギャップ※といった学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

※「小1プロブレム」

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され始めた。

※「中1ギャップ」

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があるといわれている。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に4回以上実施することとします。

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関や地域と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

2. PDCAによる点検と評価・公表

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

(1) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、市民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

(2) 実行する(Do)

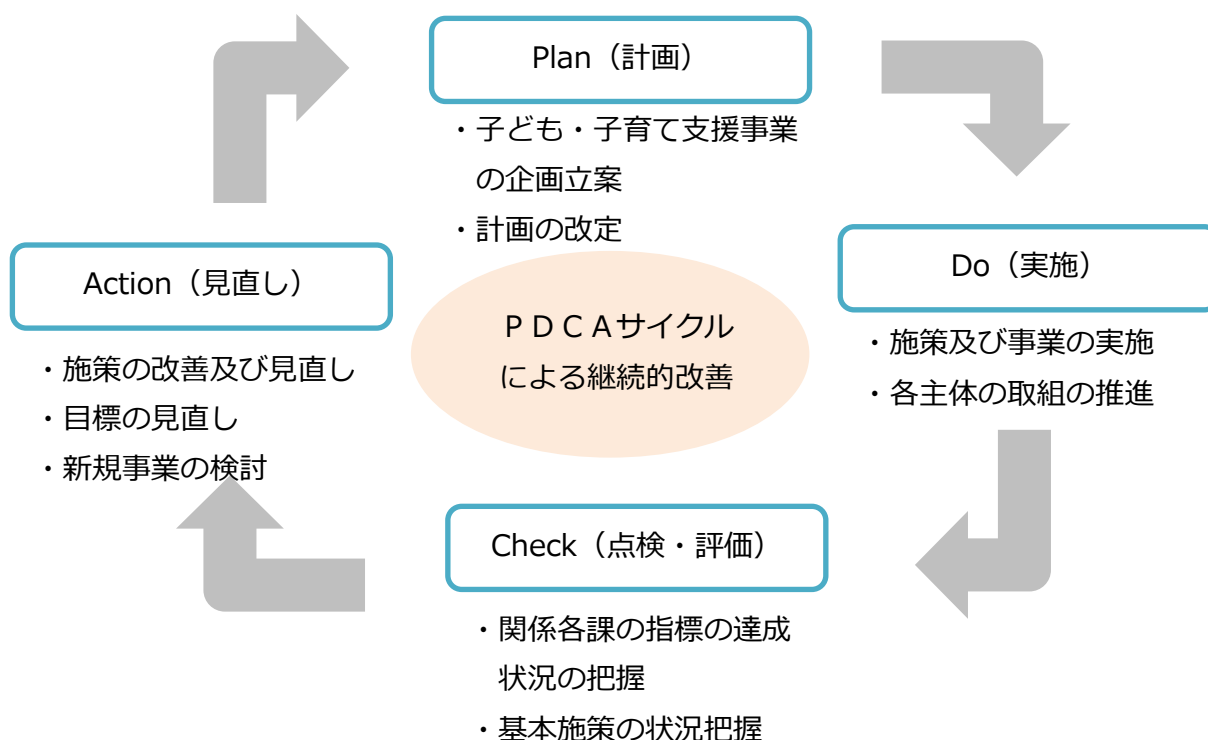
事業の実施者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

(3) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況を関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

(4) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1. 阿蘇市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、阿蘇市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、市長又は教育長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項の規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会文教厚生常任委員会の委員

(2) 保健医療関係者

(3) 児童福祉関係者

(4) 教育関係者

(5) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について子ども・子育て会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年阿蘇市条例第42号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続きその他のこの条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

第2期阿蘇市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

発行 熊本県阿蘇市

企画・編集 阿蘇市市民部福祉課子育て支援係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

TEL (0967) 22-3167

FAX (0967) 35-4114
